

令和 2 年

# 大蔵村議会会議録

第 1 回定例会      3 月 3 日 開 会  
                         3 月 6 日 閉 会

大 蔵 村 議 会

令和2年3月3日（火曜日）

第1回大蔵村議会定例会会議録  
（第1日目）

---

令和2年3月3日（火曜日）

---

出席議員（10名）

1番	芥藤光雄君	2番	八鍬信一君
3番	佐藤雅之君	4番	矢口智君
5番	加藤忠己君	6番	海藤邦夫君
7番	佐藤勝君	8番	早坂民奈君
9番	長南正一君	10番	鈴木君徳君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

村長	加藤正美君
副村長	安彦加一君
教育長	有馬眞裕君
総務課長	滝沢恒彦君
産業振興課長	越後享君
住民税務課長	長南正寿君
健康福祉課長	国分浩一君
地域整備課長	高山和広君
危機管理室長	佐藤利男君
教育次長	矢口真二郎君
会計管理者	鳴海由紀子君
診療所事務長	小野秀司君
代表監査委員	土屋徹君
農業委員会会長	国分明君
地域整備課長補佐	東谷英真君
危機管理室長補佐	佐藤克也君

---

職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長                      早 坂 勇 一 君

---

議事日程 第1号

令和2年3月3日（火曜日） 午前10時00分 開議

議事日程第1号

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸報告

第4 村長の施政方針

第5 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

○議長（鈴木君徳君） 皆さん、おはようございます。

令和2年第1回大蔵村議会3月定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

執行部並びに議員の皆様には、公私ともに何かと御多忙中のところ、本定例会に御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会に提案されます諸議案に加え、令和2年度の予算を審議する重要な議会であります。

村の施政方針につきましては、後ほど加藤村長から説明がありますが、議会といたしましても、村民の福祉向上の見地から十分審議を尽くし、適正にして妥当な議決が得られますよう、お願い申し上げます。

時既に早春とは申しますが、寒暖の差が大きい折、皆様には十分御自愛の上、諸般の議事運営に御協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、御多忙中にもかかわらず、本会議を傍聴いただきます皆様に対し、議会を代表し、衷心より敬意と感謝を申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は10人です。

定足数に達しておりますので、これより令和2年第1回大蔵村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木君徳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により2番八楯信一議員、3番佐藤雅之議員の両君を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（鈴木君徳君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期の決定については、過日、議会運営委員会が開催され、提出議案等を検討した結果、本定例会の会期は本日3月3日から3月6日までの4日間にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって会期は本日3月3日から3月6日までの4

日間と決定いたしました。

開会に当たり、村長が御挨拶申し上げます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 皆様、改めましておはようございます。

3月の定例議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今回は報告ということはないものですから、あわせて皆さんに報告したいと思います。

御出席をいただきました議員の皆様方に心より御礼を申し上げます。時節柄、傍聴の皆様方がいないということで大変残念でございますけれども、この議会、真摯に審議をしてみたいと思っております。よろしくお願いを申し上げます。

ことしは例年になく雪が少なく、春の訪れが肌で感じられるようになりましたが、今後の農作物への影響や夏の気象状況を心配しているものでございます。

また、新型コロナウイルスによる感染症が全国で多発しております。幸いに、今のところでございますけれども、山形県での発症は報告されておられませんけれども、人の交流が非常に多い昨今でございますので、村として2月25日に私を議長とする新型コロナウイルス対策に係る調整会議を設置したところであります。また、情報の収集とともに、国や県の指導を仰ぎながら、できる限りの感染防止策を講じてまいります。

これまでの例を見ますと、高齢者や持病を持っている方々が重症化する傾向があることを受け、村民の方々が大変心待ちにしている健康のつどいについても開催を取りやめさせていただいたところであります。また、国からの要請を受け、村内の小学校、中学校を本日3月3日から臨時休校としております。この措置につきましては、県からの指導に基づいたものでございます。

さらに、高齢者を対象とした長寿の森の閉校式や子育てわいわいセミナーについても中止を決定しており、その他の行事等についても、状況を見ながら実施の可否について検討することにしております。

皆様方には小まめな手洗いやアルコール製剤での消毒、マスクの着用などをお願いしたいと思います。

さて、3月議会は申すまでもなく、新年度予算を審議いただき、新年度の方針をお示しする議会でございます。今議会には条例の設定や人事案件、予算関連議案など36議案を提案させていただきます。議員皆様方の御意見をお伺いし、真摯な議論をしてみたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、説明員として御出席をいただきました代表監査委員の土屋様、村農業委員会会長の国

分様には、何かとお忙しい中、都合をつけていただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。  
本日1日、よろしくお願いを申し上げます。

後ほど、私の令和2年度における村政運営の基本方針である施政方針を御説明させていただきますので、よろしくお願いを申し上げまして、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

---

### 日程第3 諸報告

○議長（鈴木君徳君） 日程第3、諸報告に入ります。

議長としての報告事項は、印刷してお手元に配付いたしておりますので、御了承願います。

次に、総務文教常任委員会より、所管事務調査の報告書が提出されておりますので、ここで総務文教常任委員長より報告をしていただきます。2番八鍬信一君。

○総務文教常任委員長（八鍬信一君） 所管事務調査報告書。

本委員会は所管事務の調査を次のとおり終了したので、大蔵村議会会議規則第77条の規定により報告します。

1. 調査事項。

- 1) 学校経営の状況について。
- 2) 通学路・非常口の安全確保状況について。

2. 調査結果。別紙のとおり。

総務文教常任委員会では、委員会条例第2条の所管のうち、特に調査を必要とする事項として、大蔵小・中学校を訪問し、学校・施設経営の状況と非常時の対応・施設の利用状況、通学路・非常口の安全確保状況などの所管事務調査を実施いたしました。朗読して報告にかえさせていただきます。

総務文教常任委員会では、2月5日に大蔵小学校・中学校を訪問し、学校・施設経営の状況と非常時の対応・施設の利用状況、通学路・非常口の安全確保状況などの所管事務調査を実施いたしました。

初めに、学校の経営状況については1小学校・1中学校として、地域との連携を深められ、小中連携教育の推進についても児童生徒の実態を把握し、指導方針の具現化が図られておりました。

小学校においては、教育目標に「いのち輝く健やかな子どもの育成」を掲げ、地域資源を最大限活用した取り組みや、「まなび合う子」「たすけ合う子」「きたえ合う子」の3つの柱をテーマとして、一人一人について理解を深め、子供たちの生きる「知恵」と「勇気」を引き出

し、社会生活に必要な力を育てるなどの充実した教育指導を実践し、小中連携はもとより保育所との連携も構築されていることは、今後に期待を寄せるところであります。

一方、中学校においては、個人の得意能力を引き出す学習や、グループ学習によるお互いに学び合う力を生かし、生徒全体の学力向上を図るなどのほか、校外では棚田事業への参加・トマト栽培の実習など、地域資源を活用した社会力を身につける学習に、村の将来を担う児童生徒がとても頼もしく感じたところです。

次に、通学路・非常口の安全確保状況についてですが、ことしは異常とも思えるほど積雪が少なく、特に問題はなかったようでした。さらに非常時の対応として、インフルエンザの対応など伺いましたが、万全な対策を講じていました。

しかし現時点では、新型コロナウイルスなどの感染拡大の懸念がある中で、早急に対処されたことは、児童生徒の保護者のみならず村民皆さんが最善の方策と感じていることとと思われます。

今後も、教育委員会との連携や保護者との連絡体制等、きめ細かなサポート体制の構築がなされ、教育環境の円滑な運営につながるものと感じたところです。

最後に、近年における子供たちの安全を脅かす事件や事故の発生を背景として、小・中学校がそれぞれ適切に安全対策を進め、より一層の学校環境の安全確保や管理運営体制の向上が図られるよう期待しております。

今後とも、小規模学校の特色を生かした地域との総合関係の継続と、協働による教育活動の推進を切にお願いするところです。

議会としましても、教育現場・校外活動多方面にわたり安全対策を図られるよう注視し協力してまいります。

以上、報告といたします。

○議長（鈴木君徳君） 次に、産業建設常任委員会より、所管事務調査の報告書が提出されておりますので、ここで産業建設常任委員長より報告をしていただきます。6番海藤邦夫君。

○産業建設常任委員長（海藤邦夫君） 所管事務調査報告書。

本委員会は所管事務の調査を次のとおり終了したので、大蔵村議会会議規則第77条の規定により報告します。

1. 調査事項。
  - 1) 冬期間の村内道路・積雪状況調査について。
2. 調査結果。別紙のとおり。

本委員会は、委員会条例第2条の所管のうち、特に調査を必要とする事項として、例年、冬期間の村内道路・積雪状況調査を実施しております。朗読して報告にかえさせていただきます。

産業建設常任委員会では2月3日、冬期間の村内道路状況調査を実施いたしました。ことしは1月まで例年になく少雪となり、村においても異例な雪の少ない正月を迎えましたが、その後も大きな天候の悪化もなく、現在も一部を除いて積雪が少ない状況となっております。

調査当日は、晴天下で、村内をくまなく巡回してきました。

旧大蔵学区内では、道路付近もほとんど積雪がありませんでした。旧赤松学区も同様でした。旧沼の台学区においては、最少で50センチ、最大でも97センチであり、道路においては全く積雪はありませんでした。

さらに肘折学区では最大131センチで、少ないところでは80センチという状況であり、同様に道路には積雪はありませんでした。

このように、国県道においても幹線的村道についても除雪が行き届き、通勤通学や日常生活に支障を来すような大きな危険箇所は見受けられませんでした。薦郷・湯の台入り口丁字路付近では、小規模な雪崩の危険性も感じてまいりましたが、直ちに除去して安全を確保するとの説明を受け、安堵して終えることができました。

例年通常であれば、地域による格差はあるものの、道路脇は壁のような積雪があり、視界の不良など著しく支障があり、その対策に苦慮する時期であります。本年は特別として、全国的にも名立たる豪雪地である本村では、除雪に携わる作業者の頑張り地域住民の協力が最も大切であると考えておりますので、今後とも住民生活の安心・安全のため、除排雪体制の充実強化を切にお願いし、報告いたします。

○議長（鈴木君徳君） 次に、副議長から報告事項が入っております。4番矢口 智君。

○副議長（矢口 智君） 私からは、昨年10月29日から30日にかけて、議会改革活性化の一環として全議員で行った視察について報告させていただきます。

福島県8人議会の2町村を訪問して。

平成から令和へと大きく時代が変わり、村議会も昨年4月に改選を行い、5月から新たな体制となり現在に至っています。

近年、地方議会にかかわるさまざまな報道等があり、議員のなり手不足や議員報酬の多寡に関しての見解が、総務省・全国町村議長会を中心に展開され、多くの議論を巻き起こしております。大蔵村の議会の状況としては、昨年の議員選で定数10人に対し12名の立候補者による選挙となりまして、無投票、定数割れといった批判の出る状況とはなりませんでした。今後、

村の人口が3,000人を大きく割れ込む予想、あるいは社会の大きな変化や国の関与等も考えられ、村議会のこれからについて真剣に考えていかなければならないと強く感じております。

そのために、議員定数・報酬に関する調査研究の一環として、東北でも数少なく、県内で例のない議員定数8名での議会運営全般について、福島県の2町村を訪ね研修を行いました。

中島村は、福島県中通り南部に位置し、白河市を中心とする広域行政組合による水道や消防、医療、衛生事業等の運営がなされており、村単独での運営が多くないことに加え、面積が19キロ平方キロメートルと大蔵村の1割ほど。また、財政状況良好とのこと。平成19年に定数8名に削減し現在に至っていますが、東日本大震災関連を除けば大きな問題もなく推移している状況。東北新幹線・東北自動車道が通り、白河市・郡山市・須賀川市と就労地も近く恵まれた環境であり、自然災害とは無縁と思われるような平たんな地形。村との大きな違いを感じました。

三島町は、福島県の西部（奥会津）に位置し、尾瀬を源流とする只見川沿いにある山間の町。昭和20年代からの電源開発（水力発電事業）とともに発展した町ではあるが、水田全面積40ヘクタールほどという、山間の狭い地域に集落が点在し、積雪が2メートルを超えることもあるという豪雪地域でもあります。平成15年を境にした町の財政状況悪化に伴い、議員定数・報酬についても協議を重ね、平成19年に定数を8人に、報酬を大きく削減し現在に至っています。特に報酬については福島県下でも最も低い水準であり、現在の議会運営に支障を来している面を感じてきました。

最後に、その地域独自の政策運営上の問題や課題等もあり一概に比較できるものでないことを感じ、改めて他の町村に左右されることのない、大蔵村独自の将来の姿をしっかりと定めることが最も大事なことを考えさせられた貴重な視察でした。今後の議会改革協議に生かしていきたいと考えております。

以上、報告を終わります。

○議長（鈴木君徳君） 以上で諸報告を終わります。

---

#### 日程第4 村長の施政方針

○議長（鈴木君徳君） 日程第4、加藤村長の施政方針に入ります。加藤村長。

○村長（加藤正美君） それでは、令和2年度の施政方針を申し上げます。

（はじめに）

令和2年村議会3月定例会の開会に当たり、私の村政に臨む所信の一端を申し上げ、議員皆様方並びに村民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

昨年、令和という新たな時代の幕あけとともに、大蔵村は村政施行130周年という節目の年を迎えました。11月の記念式典においては、多くの苦難を乗り越えられ、大蔵村の発展に御尽力いただきました数多くの皆様方に感謝と敬意を申し上げると同時に、今後150年、200年へと持続可能な、安心・安全な村づくりに、村民の英知を結集して取り組んでいくことを参加者全員で確認したところであります。

私は、村長就任以来一貫して、対話の中から明るく・優しく・元気な村づくりを継続してまいりました。その施策の基本として、総合計画で掲げた重点施策の着実な展開に意を配してきたところであります。

このたびの定例村議会に、令和2年度から令和11年度までの今後10年間で目指す村の姿を描いた第4次大蔵村総合計画の策定について御提案させていただいております。

この計画の策定に当たって、昨年3月1日に総合計画審議会に諮問し、村の考え方などを御説明申し上げながら御審議をいただき、本年2月4日に答申をいただいたものでございます。

私の施政方針として、総合計画に込めた思い、目標を実現するための基本方針への取り組みなどについて御説明させていただきたいと思っております。

第4次総合計画の着実な実施に向け、村政を預かる者として、進取の気概を持って村政運営に当たる決意でございます。

(第4次総合計画について)

まず、第4次総合計画においては、「人口減少克服」「地方創生」という目的に向かい、「まち・ひと・しごと地方創生総合戦略」の基本目標を踏まえ、各施策や取り組みを行うため、第2期「地方創生総合戦略」と一体として策定したところでございます。

大蔵村が描く将来像、私たちが今後10年間で目指す村の姿として「おかえり、なりわい灯す、きよらなる里」といたしました。これに込める思いとして、私たちは、誰をも迎え入れる多様性を尊重する受容の村、新しい時代にふさわしい自然や生き方に結びついた「なりわい」を目指す村、そして、日本一美しく輝く「きよらなる里」であり続けることを目指すものでございます。こうした将来像を実現するため、5つの施策の柱を置き取り組みを推進してまいります。

1つ目の施策として「みらい」を掲げました。これは、協働による持続可能な村づくりを目指すものでございます。こうした取り組みは、公民連携、協働事項の取り組みが不可欠でございます。村民主導の自主的な活動が継続されるよう地域団体の育成や連携に努めてまいります。

これまで行ってきた美しい村づくりの実効性を高めるため、目的の理解と共有化を図り村民の方々の景観に対する意識を醸成してまいります。本村には、清水城址や夏山塚、棚田周辺、

月山・葉山などの景観を楽しめる展望スポットや特有の風情がある肘折温泉の町並みがございます。こうした箇所の保全とともに、観光資源として交流人口の拡大、インバウンド事業の推進を目指してまいります。

また、循環型社会の推進として、ごみの減量化とともにリサイクルについて推進し、不法投棄防止についても取り組みを進めてまいります。

升玉地区で工事を進めております小水力発電所において、本年8月に発電を開始する予定となっております。大きな災害の発生要因とも言われております地球温暖化のリスクを次世代に残さない。そうしたメッセージを小さな大蔵村から発してまいりたいと思います。

さらに、合海田植え踊り、大蔵太鼓、さんげさんげ、各地区で実施されている祭り等の伝統芸能や伝統行事についても保存継承とともに、地域資源として交流人口の拡大策を検討してまいります。

施策の大綱の2点目に、「まち」を掲げています。これは、安心できる安全な生活空間づくりを目指すものでございます。

安心・安全な村づくりは、定住促進の上でも重要な要素であります。本村は、豪雪地帯であることや地形的・地質的に災害の発生が多い地域であり、過去に多くの人的被害をもたらした災害を経験しております。

また、全国的に多発する自然災害の報道に触れるたびに、自然災害の恐ろしさを痛感しております。こうしたことから、本年、大蔵村国土強靱化地域計画を策定いたしました。

この計画は、今後想定される大規模自然災害から村民の生命と財産を守り、持続的な成長を実現するため、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を備えた「強靱な村土づくり」を推進することを目的としたものでございます。事前に備えるべき目標として8点、起きてはならない最悪の事態として31点を想定し、それらへの備えと対応を、具体的な事業や取り組みとしてまとめたものでございます。

本村の場合、大規模な災害の発生時には、救助活動などで道路が重要な役割を果たします。このようなことを考えますと、本村の道路網はいまだ脆弱と言わざるを得ません。災害発生時に限らず、日常生活においても平穏な生活を維持し、安心して産業活動や通勤、通学ができる道路整備の必要性を強く感じているところでございます。第4次総合計画の期間内においても、災害時に孤立することが考えられる地区への迂回路などダブルルートの確保を図りつつ、生活環境の向上につながる道路網の確立を視野に、整備促進に傾注してまいります。

また、豪雪地であるがゆえに、雪対策についても意を傾注した取り組みが必要です。これま

で、日本一雪に強い村づくりを進めてまいりましたが、この計画期間においても、流雪溝や消雪道路など雪処理施設の整備に努め、雪に強く住みやすい環境の整備に努めます。

さらに、高齢化を伴う人口減少により除排雪支援のニーズが増大しております。村として要支援者が冬期間に安心して生活できる体制について鋭意検討してまいります。あわせて、雪を魅力ある資源として活用するための新たな取り組みの展開、雪の利活用による産業振興や地域活性化などに鋭意努力してまいります。

本村で暮らす上で、自家用車が交通の主要な手段となっています。村民一丸となって、交通事故撲滅に努めるとともに、高齢者の運転免許証の返納を支援する公共交通の充実にも意を配してまいります。

こうした取り組みを着実に進め、安全で安心な暮らしやすい村づくりに努めてまいります。

大綱の3点目に、「なりわい」を掲げました。これは、地域の特色を生かした産業振興を目指すものでございます。本村の基幹産業の双壁である農業や商工業、観光産業など、本村特有の「なりわい」を盛り上げ、未来につなぎ、人の交流を生むための取り組みが柱となっております。

これまでも足腰の強い農業の振興や肘折温泉を核とした観光業の振興に意を配してまいりました。これは、少子高齢化の進行が、産業の衰退を招くばかりでなく、集落の存続すら危うくするものとの思いからでございます。今後についても、農業や商工業、観光業を「稼げる」元気な産業にしていくことが、今日の行政に課せられた大きな課題であると考え、第4次総合計画の期間においても強力に振興してまいります。

御承知のとおり、本村の農業は近年園芸作物の産出額が著しい伸びを示しております。さまざまな制度を活用しながら新規就農者への総合支援事業に重点を置いた取り組みを展開した結果、毎年数名程度の新規就農者も確保されておりますが、いまだに人口減少に伴う担い手の不足が顕著であります。人口減少社会においても持続的な農業経営を確立するため、集落営農や農業生産法人化の形成を推進してまいります。あわせて、大蔵米や棚田米、トマトなどのブランド力の向上による有利販売、それらを原材料とした6次産業化にも力を入れてまいります。

一方、肘折温泉を核とした本村の観光産業は、旅行形態の変化や全国的な人口減少に伴う国内旅行者の減少、全国各地で発生する大規模自然災害などから大変厳しい状況が続いております。こうした状況を打破するため、村では豪雪や温泉、棚田などの地域資源を生かし、さらには他市町村の観光資源も活用した旅行商品を企画し、肘折温泉などの観光関係者の協力を仰ぎながら、観光誘客活動を精力的に取り組んでまいりました。また、雪を活用した新たな観光客

の獲得、冬期間の観光振興策として、インバウンド事業への取り組みも進めてまいりました。また、村といたしましては、商工業と観光業を一体として捉え、連携した振興策をとっております。

第4次総合計画では、それら取り組みに加え情報発信体制の充実と、地域ぐるみの活力を向上させる取り組みとして、観光客だけでなく、村民の方々がここでの暮らしを楽しみ、来訪者と交流できるようなイベントや行事の充実を図ってまいります。

いろいろな課題があることも承知しておりますが、それぞれの課題について一つ一つ丁寧に解決策を探りながら事業を推進することにより、新たな「なりわい」の創出につながるよう商工業や観光産業に携わる方々とともに努力してまいります。

また、東北中央自動車道の工事が着々と進み、令和4年のうちに東根・大石田間が開通し、新庄最上地区まで延伸される計画です。これにより、これまでなじみの薄かった福島県や関東北部の方々の来訪が容易になることから、この機を逃すことなく福島県や関東北部への観光PRに努めてまいります。

こうした小さな取り組みを積み重ねながら、行政、商工業、観光産業に携わる方々の熱意と英知を結集して、商工業、観光業の振興につなげてまいりたいと思います。

大綱の4点目として「ひと」を掲げました。これは、地域総がかりの人づくりを目指すもので、村の何よりの宝である「ひと」を育てることを目的としています。

私は、以前から村づくりは人づくりにあると発言してまいりました。そうした考えに基づき、これまで子育て支援、教育環境の充実に力を注いでまいりました。特に、将来を担う子供たちには、教育環境の整備を図り、学校における教育の充実とあわせ、村営学習塾「おおくら未来塾」を開設いたしました。楽しく学び合う環境の中で、みずからの夢を実現できる学力を身につけてもらいたいとの思いからでございます。子供たちの努力により、その成果も確実にあらわれてきております。全国学力テストの結果では、小学生は全国平均及び県平均を大きく上回り、中学生においても県平均を保つ結果となりました。さらに、スポーツ活動や文化活動においても、子供たちの頑張りが顕著にあらわれてきております。村として、こうした子供たちの頑張りをさらに側面から応援してまいりたいと考えております。

また、本年は新学習指導要領の完全実施という節目の年に当たります。それにより、小学校における外国語教育の導入などがありますが、教育現場と意思疎通を図りながら、学ぶ力を育む教育に力を入れてまいります。あわせて、子供たちには、郷土に愛着心を持ち一人でも多く大蔵村にとどまり、村発展の担い手となっていただけるよう、地域の方々の御協力をいただき

ながら、教育委員会・学校と連携して、地域行事への積極的な参加についても努力してまいります。

こうした取り組みを確実に進める目的で、保育事業、幼児教育、義務教育の連携強化についても、その効果や課題などについて検討を行い、連携の是非を判断してまいります。

また、家族形態の変化から子育てが孤立する傾向が見受けられるため、子育ての中心とならざるを得ない母親への支援についても積極的に取り組んでまいります。

多くの御父兄の皆様方から要望をいただいております学童保育の対象年齢の拡大につきましては、議員皆様方の御理解と御協力をいただき、本年4月から実施できるよう準備を進めているところでございます。

大綱の5点目に「くらし」を掲げました。これは、生涯健やかに暮らせる地域づくりを目指すものでございます。ここで言う健やかとは、ただ単に健康状態のことだけではなく、心のあり方や生き方、人との関係性を含んだ理念で捉えております。

御承知のとおり、住民の福祉の増進を図ることは、地方自治の基本でございます。私は、村が行う各種事業は全て住民福祉の向上につながるものであり、村民の方々がその担い手であると考えております。今後とも、村民全ての皆様方が活躍できる村づくりを牽引してまいります。

特に、第4次総合計画の期間である10年間においては、自分らしい生き方の実現、地域で支え合える体制の整備、安心できる生活基盤の整備、そして、誰もが活動、社会参加できる支援事業を中心に展開してまいります。

これまで、地域で生活している高齢者が地域住民と気軽に集い、触れ合いを通じて生きがいをつくり、仲間づくりを進め、介護予防学習や閉じこもり防止の観点から、各地域において、ふれあいサロン事業を展開してまいりました。今後は、より充実した生涯学習プログラムにより、村民の運動習慣づくりなど健康に関する意識改革、啓蒙活動を通じて、一人一人の生きがいや役割づくりの支援に力を入れてまいります。あわせて、高齢者だけでなく、障害を持つ方々の自立や社会参加を支援する取り組みも推進する考えでございます。

また、これまで習慣的に行われてきた地域の助け合いを、誰もが気軽に参加し、利用しやすい形につくりかえ、将来的には、高齢者の見守りやごみ出し、除雪等といった生活支援を、子供や障害を持つ方々など多世代の方々も対象とした取り組みになるよう努力してまいります。

医療の面から申し上げますと、村唯一の医療機関である診療所を中心に各機関が連携し、医療・保健・福祉が一体となった医療体制づくりを進めてまいります。あわせて、新築移転が決

まりました県立新庄病院などの中核病院と連携して、高度医療を早く簡単に受けられる体制づくりと、交通弱者に対応した通院のための交通利便性の向上にも意を配して取り組んでまいります。

予防事業の推進として、これまで同様各種検診事業の充実と、子供から高齢者までの歯の健康づくりを推進してまいります。

本村では、高齢化率が34%を超えております。人口減少に歯どめがかからない状況にあって、高齢者の方々の活躍が村の活力維持に欠かせないものでございます。村民の方々おのおのが、役割や生きがいを持ち続けられるよう、先頭に立って勇猛精進してまいります。

(おわりに)

さきに述べたように、第4次総合計画の策定に当たり、計画に盛り込んだ施策を中心に私の考えの一端を述べさせていただきました。総合計画では、私がお話しさせていただいた5つの大綱のもとに、それぞれ4つの基本計画を定めておりますので、ここでお話しさせていただいた以外にも、多くの取り組みがございます。そうした取り組み、村が目指す姿を共有し、村民の方々が自分のこととして協力して、取り組みを進めていくことが重要なことだと思っております。

今の時代を生きる私たちは、先人から受け継いだこの大蔵村を全村民の御協力のもと、よりよい村に育て、次の世代へ引き継ぐ努力を重ねていかなければならないものと考えます。「小さな努力の積み重ねが、やがて大きな収穫や発展に結びつく。小事をおろそかにして、大事をなすことはできない。」そうした教えを大切にしながら、第4次総合計画に掲げた村づくりに邁進する覚悟を新たにしたところでございます。

本年の重点事業の一つとして、9月の全国棚田サミットの開催がございます。

120ヘクタールにも及ぶ広大な棚田が、生産の場として活用され維持されている、そうした状況を全国に発信し、参加した方々の意見や各地での取り組みを参考に、大蔵村の誇れる地域資源として、さらに磨き上げ、棚田米の付加価値を見出してまいりたいと考えております。

先ほどから申し上げているように、本村では人口減少に歯どめがかからない上、総人口の減少率を上回るペースで生産年齢人口が減少しており、担い手の方々が極端に少ない状況となっております。こうしたときこそ、誰もが生きがいを感じ、担い手として村づくりに参画できる、そんな取り組みが重要でございます。第4次総合計画の確実な推進により、地方自治の究極の目標である総合的な住民福祉の向上に向け、今後とも、小さな村だからこそできる、村民の方々の顔が見える福祉向上を目指し、村民皆様方が心寄せ合った協働の村づくりに邁進する覚

悟でございます。

以上、第4次総合計画に込めました私の基本方針、そして村政を担う私の基本的な考えの一端を述べさせていただきました。これら実現のため、今後とも村民の皆様、議員の皆様には特段の御理解と御協力を賜りますよう切にお願いを申し上げ、令和2年度施政方針の報告といたします。

○議長（鈴木君徳君） 以上で加藤村長の施政方針を終わります。

ここで休憩いたします。

再開は11時10分といたします。

午前11時00分 休憩

---

午前11時10分 再開

○議長（鈴木君徳君） 休憩を解き、引き続き会議に入ります。

---

日程第5 一般質問

○議長（鈴木君徳君） 日程第5、一般質問に入ります。

議会会議規則第61条の規定により、指定期日まで6名の方の通告がございます。

通告順に発言を許します。

7番佐藤 勝君。

〔7番 佐藤 勝君 登壇〕

○7番（佐藤 勝君） 皆さん、おはようございます。

きょうはインフルエンザの中、6名の議員が質問いたします。

最近、テレビなんかでよく見ていると、質問した方に意味のない質問であるなんて言われないように頑張りたいと思いますので、最後までよろしくお願ひしたいと思ひます。

私は、新年度予算には村民の意見がどのように反映されているかということについて、質問します。

先日、新年度の予算が内示されました。行政に携わる担当者においては、村民の生命と生活を公平に守り、健全な行政をとり行うために、最も重要な職務が予算編成であると思ひます。予算を編成するに当たり、限られた財源を最も有効に活用するか、執行部でもあらゆる方面から考慮し、検討した結果の予算編成であると思ひますが、大事なことは、財源があるから事業を行うのではなくて、必要な事業があるから予算を組むのが本来の姿であると思ひます。

また、既に規定された事業があります。また継続された事業もあります。それとは別に計画された事業に対しては、各種団体や企業、集落の意見や要望をどのようにして予算に反映させているのか。それと同時に、現場の状況を肌で感じ、間違ってもおりの中の予算であってはならないと思いますが、村長の考えを伺いたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「予算は村民の意見がどのように反映しているのか」という佐藤 勝議員の質問にお答えいたします。

先ほど私が申し上げました施政方針の中にも、佐藤議員の質問に対する答弁が多くありましたので、簡潔に答えさせていただきます。

まずは、過日開催の議員全員協議会にて、令和2年度の各会計予算の内示をいたしました。改めまして、一般会計予算の総額は38億1,000万円で、前年度比6.1%の伸びとなっております。積極予算であります。また、特別会計7会計の総額は15億4,150万円で、4.4%の減となっております。なお、予算の詳細につきましては、後日開催予定であります特別委員会等で御説明を行いたいと思います。

議員は、予算があるから、財源があるから事業を行うのではなく、必要な事業があるから予算を組むのが本来の姿ではないかという御意見をいただきました。全くそのとおりだというふうに私も思っています。

村といたしましては、次年度の必要な事業について、あらゆる資料により事業費を積算し、金額の積み上げを行い、予算を編成しております。まずは予算を確保してから、安易に事業を実施しているのではないことを御理解いただきたいと思います。

このようなことを踏まえて質問にお答えさせていただきます。議員からは、村民の意見をどのように反映し、予算を編成しているのかという質問ですが、私は村長就任以来、一貫して住民との直接対話による住民総参加の村政運営を心がけ、毎年度、各地区に出向き、村長と語る会を実施してまいりました。

その中で、住民の方々より数多くの要望や意見をいただいております。そうした要望等について、全てを実施できればよいのですが、限られた予算規模の中では到底不可能なことでございます。いただきました要望等につきましては、担当課と十分に検討した上、優先度の高い事業から予算化を行っております。当然のことながら、要望をいただいた件につきましては、全て各課で情報を共有し、検討の上、現場等に出向き、確認するよう、担当課に指示をしている

ところであります。

また、昨年度から議会より政策提言をいただいておりますので、その内容を十分に検討した上で予算編成を行ったところであります。

地方自治法にも規定されてございます、最少の経費で最大の効果を上げるよう、住民福祉の向上のため、限りある財源の中で予算編成を行っておりますので、議員皆様方の御理解、御協力をお願いいたしまして、答弁いたします。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） ただいま村長より新年度の施政方針や予算の概要について詳しい説明がありました。予算については、後ほど私のほかにも議員が質問することになっておりますので、その際詳しい答弁があると思いますので、そのときじっくりと聞きたいと思います。

私は全く別の角度から質問します。

本来、予算は村民のための予算であり、広く村民に意見を聞き、十分な検討を重ねた上で編成するものだと思います。先ほどの村長の答弁もそのとおりになっていました。その後、集約の方法なんですけれども、村長と語る会、そのほか座談会、それから地区代表会議、集落座談会、議会広報会などで出た意見、要望も参考になっていると思いますが、その中の一つの村内各集落において12月まで締め切りだったと思いますけれども、地区代表とか部落代表の要望、意見を取りまとめすることになっていきますけれども、それが集落の意見として村では取り扱ってきているはずです。

その中身なんですけれども、その地区、大体の地区はそうだと思いますけれども、その地区地区によっては、必ずしも全員集まってそういう要望はどうだとか言わないで、まあしょうがねえべやというのでつくられている村民の一人、その意見を提出して、それがその地区全体の意見ということで多分行政ではとっているんじゃないかと思います。ただ、これは1年交代の役員ですから、なかなか思うとおりにいかないのでは仕方がないかもしれません。

また、それとは別に、村長とか執行部で既に決まった骨組みの中にその意見を少し張りつけてみて、意見を集約したようなことになっているようにも私は見えています。もちろん予算編成に当たっては、前年度の決算を参考にするとか、きょうは監査委員がいますけれども、監査意見書などを考慮して、これは新規にやらなきゃだめ、継続しなきゃだめと予算化することは当たり前のことではありますが、中には恒例になっているからやらなきゃだめだ、財源があるから無理をして予算化しているものも中にはあるのではないかと私は思います。仕方がないことかもしれませんが、毎年の決算審議の際、さまざまな事情があると思いますけれども、多くの

不用額が出る原因の一つになっているのではないかと思います。

これ、ちょっと間違っているかもしれませんが、後で確認してください。昨年度の不用額は約6,300万円だったと記憶しております。限られた財源を最も有効に活用するために、十分な検討を重ねた上での予算編成であると思いますが、決して消化のための予算編成ではなく、生きた予算にするためにも、我々もそうですけれども、執行部全員で日々精進していただきたいと思っておりますけれども、村長はいかがですか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、佐藤議員から再質問ということで、別の角度からということで質問いただきました。その中で具体的に取り上げていただいたのが予算のつくり方の中で、慣例、恒例になっているから予算化をしているのではないかということについて1点、それから不用額が出ているということについて2点目ということでした。

慣例、恒例、これはないとは言えないかもしれません。ですけれども、それ以上に継続性ということがあって、必要があるから予算化しているというふうに私は理解してございます。

それから、2点目の不用額です。これは、常々、私は全職員に向けてですけれども、予算については金額を伴うわけですけれども、その予算をとったから、それを全て使わなくちゃいけないというものではないと指示してございます。特に費用関係、整理についてもそうです。少ない経費で最大限の効果を上げるということをどの場合でもおっしゃっていただいています。そういうことの中ですから、私は逆にとった予算より超過することがあると思うんですけれども、予算内もしくは予算以下で抑えるという職員の努力、そういったものが絶対必要だと思っています。ですから、決算のとき、審査委員会のときに、不用額が出たからといって、その業務あるいはその仕事、責任を果たしていないのかと、それがイコールではないと私は捉えてございます。そういったことで、職員には予算の使い方、慎重に、そして大事に、そして努力をして必要最小限の経費で抑えるようにと行ってございます。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） 今の村長の答弁の中で、不用額が出たからどうのこうのと私は言っているんじゃないと思います。それはやっぱり、必ずそれを使わなきゃならないということはないので。ただ、私が言いたいのは、不用額が出る、出るということは、努力も認めますけれども、余分に、仮にそうでないとしても、余分にこのぐらいとっておくかと、使わなきゃしょうがないからとっておくかと、それを積み重ねて不用額が出るんだと思うんです。その不用額の分をもうちょっと精査すれば、何か別の事業もできるんじゃないかということで、その不用額がこれぐ

らいあると言っているだけなんです。別に残したから悪いとか、そういうことを言っているんではありません。全部が全部一致するなんていうことはあり得ないんですから、予算ですから。決算だったらしようがないんですけども。

それはそれとして、村長が言ったから私言うんですけれども、村の予算、気構えのことを言うんですけれども、心がけですね。村の予算は、私は家庭の予算の延長だと思うんです。一戸一戸の家庭。これらの中で、もし違いがあるとすれば、言いづらいんですけれども、村の予算は他人の予算であり、家庭の予算は自分の財産である。その違いがあると思うんです。その違いで、心がけ次第では相当予算の編成が違うと私は思います。

先ほど村長が言ったんですけれども、この質問は場所が違う、予算審査でやるべきじゃないかと思われるはずなんですけれども、私は通常は言わないので、それは承知の上で質問しますので、よろしくお願ひしたいと思います。

この内示された予算書ですけれども、勘違いかもしれませんが、1日か2日、ざっと予算書を前年度とことしの予算書と、1ページずつ全部チェックしました。構成から何から全部。金額から。その中で備品購入費と消耗費、合わせて大体9,300万ぐらいあります。この中で備品名が記入されているもの、それは除雪車両1台だけです。その金額について私は議論する気はありませんけれども、その備品の名前がほとんど記入されていない。このことは毎年決算審査特別委員会で指摘されています。また、そのときの答弁では、品名が多過ぎて、全部記入することは難しいという答弁をいただいています。そうなれば、それはもう私も理解しています。もしそうなった場合、例えば例をとってみますと、私たちは今、確定申告の時期なんです。我々はどんな小さなものでも領収書とかそういうのがなければ、名前がなければ認めてもらえません。これは村民が申告のとき一番苦勞している問題なんです。これらのことを考えれば、これだけの備品、これだけの金額を計上するのであれば、全部とは言いませんが、最小限度の備品名ぐらいは記入してもよいのではないかと思います。また、その備品名が全然ないということは、何を根拠にこれだけの金額を積み上げているのか、私は理解に苦しみます。

もう予算も大体内示されたので時既に遅いという感じもありますが、予算を編成するに当たり、十分な精査をすることで少しでも村民の要望や希望に応えられる事業ができるのではないかと思います。

例えばです。ことしのように少雪で、他町村で開催できなかった冬期間のスキー大会とか、ことしは1回やったらしいんですけども、そういう大会を誘致するとか、それを観光に結びつけるとか、その会場の整備。既に何年も前に認定されている村道の整備、昔で言えば生活道路

みたいな感じですがけれども。あとは中途半端になっている未舗装地帯の整備。除雪などに障害となっているガードレールの補修。また、さっき4次計画で村長もおっしゃっていたんですけども、災害時における迂回路の整備など。つまり、村民はこのような小さなことでも安全な生活に直結することを要望しているわけです。これ、全部書いている、いつも言っているんですけども、小さな村だからこそできる、使えるものは少し我慢して使う。こういうことが村民の要望を反映した予算ではないかと思います。

大体の村民は後世にツケが回るような大きな建物とか立派な建物とか、この村に似合わないような、そういうことはないと思いますけれども、そういう建物は望んでいないのがほとんどの村民だと思います。

これからいろいろ計画があると思いますけれども、村長はどのように考えていますか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 佐藤議員からはいろいろ質問、御指摘をいただきました。この後で担当課の滝沢総務課長から答えていただきますけれども、まず私が答えなくてはいけないところについてお答えいたします。

まず1つ、村の予算というのは家庭と同じ、家計と同じだよという議員の見解でございますけれども、私はやはりそれと同じような考えで、大事に自分のお金として計画、編成をしているということでもあります。ですから、関係がないみたいな、そういった議員御指摘の考えは持っておりませんし、そういう考えを持って予算編成をしていませんよということで、はっきり申し上げておきたいと思います。

それから、内示された予算を2日ぐらいかけて、中身について精査をされたということでもあります。その中で、備品のこと、名前というか、どんな備品をここで求めようとしているのかと、それが書かれていないということ、書いてあったのはほんの少しという御指摘がございます。その辺についても担当課長から。

それから、いろんな小さなものを削減できた予算、努力によって削減できた予算については、別のいろんな使い方があるだろうということもございます。その辺もあわせて担当課長から答えてもらいます。滝沢課長、お願いします。議長、お願いします。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 当初予算、それから決算書関係の備品ということで御質問をいただいております。以前にも佐藤議員から御要望がありまして、示すべきじゃないのかということで御意見をいただきました。その結果、佐藤議員おっしゃるとおり、品目が多過ぎて予算書に

明記するのはちょっと難しいということで、大きなもの、うちのほうで例えば100万以上の備品については明記するように心がけております。ただ、一概に備品といっても、除雪機械から3,000円程度の備品までございます。それが必要かというような御意見だと思いますが、予算の査定をする段階で、財政担当といたしましては、新規の備品についてはなるべく遠慮してほしいと。今持っているものが壊れた、更新については予算化しましょうというような方針で行っております。

以上の結果からなんですが、決して不必要な備品を買っているものでもなく、その備品についても毎月支払いが終われば当然監査委員の方々がごらんになって、一つ一つチェックをしていただいている状況ですので、全体的な備品の品名がどうしてもというのであれば、予算書に明記することはさっきも言ったとおり不可能ですので、今後どのような状況で議員の皆様にご提示できるか、うちのほうでも検討したいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤 勝議員。

○7番（佐藤 勝君） 備品とか消耗品とか、そういうのは必ず明記するのが難しいのはわかっていますけれども、大ざっぱに考えればもうちょっと精査したら別の事業ができるんじゃないかなと私なりに思うんです。だから、明記するとなったらメモでやって必ず書きなさいじゃなくて、細かいことでもいいから積み重ねれば大きな予算になるので、もっと煮詰めた予算の考え方をやればもっと、さっきも言ったような、後段で言ったんですけれども、村道とかの舗装とかなんとかに回せるんじゃないかと私は思うので、予算はそれと別問題だと言われればそれまでですけれども、予算というのは全体の予算、全部のものですから、ということ私は望んでいるわけなんです。

これからまた予算審査があります。そのときに私もいっぱいあると思うので、きょうは大ざっぱな気持ちとか概要、それだけ質問して、小さいことはまた予算審査のときにします。きょうもまたもう一人いますので、それを聞きながら。この質問はこれで終わりますけれども、これは質問でないですけれども、最近のテレビとかなんとか、報道とかを全部見ていると、何かコロナがはやっています。その中で集団感染、クラスターというんですか、なっているんです。国会中継とか報道関係を見れば、大臣さん、議員さん、集団感染、クラスターになっているんじゃないかなと思うのがいっぱいあります。本当に。何やっているんだと思うぐらいのこと、いっぱいあります。それはできれば大蔵村だけでもいいですから、そういう集団感染しないような、クラスターにならないような行政をしっかり守っていただきたいと。これはお願いです。

これで質問を終わります。

○議長（鈴木君徳君） 5番加藤忠己君。

〔5番 加藤忠己君 登壇〕

○5番（加藤忠己君） おはようございます。

私は、通告書に従いまして、次の2点について村長に伺います。

1点目は「村長の目指す村づくり、この1年の進捗状況」、2つ目として「全国棚田サミット、予算の編成と村長の考えは」と題して質問いたします。

質問の要旨としまして、1番目、安心・安全な村づくり、人材の育成、産業の振興、福祉の充実と生活環境の整備を政策の柱と掲げ、村長として4期目がスタートし、1年が経過します。

次の3件の事業について、この1年の具体的な対策や進捗状況、検討状況について伺います。

①として、人口減少に対して、流出防止、定住促進、交流人口の増加等について、具体的な対策や施策。

②として、村土強靱化、災害危険箇所の把握と災害発生未然防止の具体的な対策や施策。

③として、奨学金の充実と村独自の返還支援事業の検討状況について。

大きい2番目として、ことし9月に最初で最後、数十年後に再度あるかないかと思われる全国棚田サミットの開催に当たり、村長はどのように考え、どのような思いで予算編成を行ったのか、具体的な答弁をいただきたいと思っております。以上。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「村長の目指す村づくり、この1年の進捗状況」と「全国棚田サミット、予算編成と村長の考えは」という加藤議員の2点の質問についてお答えいたします。

まず、質問の件数が多く、多岐にわたるため、長い答弁になっております。これはやはり経過についての的確に答えなければならないということでございますので、御理解のほどお願い申し上げます。

まず、第1点目の質問についてですが、平成31年村議会3月定例議会におきまして、施政方針の中で、議員御存じのとおり、安心・安全な村づくり、人材の育成、産業の振興、福祉の充実と生活環境の整備を政策の柱として掲げ、限られた財源の中、施策の優先順位を踏まえ、進取の気概を持って行政運営に当たってまいりました。

まず、1つ目の人口減少の現状に対して、流出防止、定住促進、交流人口の増加等について、具体的な対策や施策という質問については、この後の長南議員の答弁と重なる部分があるかと

はと思いますが、人口減少対策に直結する特効薬はないと思っています。このことは私はいつも言っているわけでありまして、御理解をいただきたいと思っています。

何か一つの施策を実施しただけで人口減少が著しく改善することは考えられず、村が行う全ての施策が住民福祉の向上につながり、ひいては人口減少対策なのではというふうに私は考えているところであります。

したがって、施策の柱として掲げた4項目をこの1年間着実に遂行したことによって、長期的な視野に立てば、今後人口の増加まではいかないとしても、徐々に成果があらわるものと信じていますし、考えてございます。

定住の促進については、議員御存じのとおり、今年度、宅地分譲団地の造成事業が完了し、購入希望者を募集したところ、申し込み初日で全て完売という結果になりました。反響の大きさに私自身も驚いたところであります。今後もニーズの把握に努め、同様の事業を推進するため、引き続き検討したいと思っています。

交流人口の増加対策ですが、肘折温泉を核とした観光産業は、国内旅行者の減少などから大変厳しい状況にあります。しかし、本村では豪雪や温泉、棚田等の地域資源を生かし、観光誘客活動に積極的に取り組んでまいりました。近年、外国旅行者が訪れることが全国的に増加傾向にあることから、インバウンド事業に取り組んでまいりました。さらに、ふるさと納税として本村とのつながりを持つ方々も急激に増加しておりますので、そうしたつながりを大切にしながら、今後も交流人口の増加につながる各種事業を展開してまいります。

次に、2つ目の村土強靱化、災害危険箇所の把握と災害発生未然防止の具体的対策と施策についての質問にお答えいたします。

私は、村長就任以来、安心・安全な村づくりを施策の柱に据えてまいりました。これまで、危険箇所の把握につきましては、その災害ごとに危険区域として指定、あるいは指定前であっても警戒すべき箇所について把握し、村の地域防災計画に掲載しております。そうした危険箇所については、対策工事の実施について関係機関に対し、要望活動を強力に行っております。しかしながら、災害発生の未然防止については、一朝一夕に全てのことが完了するものではないので、今後とも特に人命を守ることを重点に据え、取り組んでまいります。

また、国の国土強靱化計画に合わせ、本村についても国土強靱化地域計画を策定し、想定される大規模自然災害から村民の生命と財産を守り、持続的な成長の実現を目指してまいります。

国土強靱化地域計画につきましては、過日開催されました議会全員協議会において御説明させていただきましたが、計画期間を5年間として、8つの事前に備えるべき目標のもと、本村

の地域特性などに鑑み、地域防災計画に記載のない事項も含め、31の起きてはならない最悪の事態を想定して、それぞれの対策を掲げております。

災害対策については、先ほども申し上げましたように、国や県の協力をいただきながら、砂防や地滑り対策、水害対策、道路整備、災害防除等に力を入れ、対策を講じてまいりました。今後も大蔵村強靱化地域計画や大蔵村地域防災計画に基づき、大規模自然災害へ備えるため、従来の防災の範囲を越え、村づくりの政策、産業政策も含めた総合的な対応を長期的な視点に立って進めてまいりますので、議員皆様方には今後とも御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

3つ目の奨学金の充実と村独自の返還支援事業の検討状況についての質問でございますが、現在の奨学資金貸与制度は3つの教育振興会を平成27年度に統合、一本化とし、国分忠之助、後藤 榮、株式会社カドワキ、国分辰夫、それぞれの教育振興基金とし、効率的に運用しています。

基金の種類により対象奨学生が異なり、国分忠之助、後藤 榮の両基金は高校、専修学校、大学、大学院に、株式会社カドワキ基金については専修学校に、国分辰夫基金にあつては医師や看護師等医療従事者を志す方を対象としています。

今年度から専修学校及び大学、大学院奨学生の貸与額について拡充を図り、月額3万5,000円から5万円に上限を引き上げ、奨学生の負担軽減に努めているところであります。

また、返還支援事業については、山形県と共同で実施している若者定着奨学金返還支援事業について、村独自の拡充とあわせ、看護師を目指す方々に限定した返還支援修学資金貸付制度を行っております。今後も奨学生及び保護者負担の軽減に努めてまいりたいと考えております。

来年度から第4次総合計画に基づく村づくりが始まります。第3次総合計画での取り組みを検証し、より安心・安全な村づくり、人材の育成、産業の振興、福祉の充実と生活環境整備に向けて、なお一層、意を配した施策を展開してまいります。

次に、大きな2点目の全国棚田サミット、予算編成と村長の考えはという質問にお答えいたします。

御承知のとおり、棚田を取り巻く現状は厳しく、人々の生活の中で長い年月をかけてつくり上げられた貴重な資産であることは認識しながらも、地域の過疎化や少子高齢化等に起因する担い手不足により、地元民のふだんの努力だけでは維持保全することは極めて困難な状況が現実になっております。これを踏まえ、棚田サミットの開催を機に、こうした状況を再認識し、持続可能な棚田文化の継承を再考しなければならないという思いで開催を決断したものであり

ます。

一度失ったら二度と取り戻せない日本の農山村の景観や環境、文化は、今や日本中でこれまで守られてきた美しさが消えようとしています。春先の田植え、秋の黄金色に輝く棚田や集落のたたずまい、五穀豊穡を願って村民を挙げて催す地域の祭りなど、数限りない生活に密着した行事など、いずれも多くの人々がかかわることでこれまで存続されてきたものであります。しかしながら、過疎化により人々がふるさとから離れ、人々のかかわりが薄くなると、田畑はもとの荒れた山野にかえり、祭りの継続も難しくなってしまいます。自然と人間の営みが長い年月をかけてつくり上げた、小さな本当に美しい日本をしっかりと未来に残したい。これは議員皆様方御承知の「日本で最も美しい村連合」の基本理念であります。私は設立加盟村として今後もこの基本理念に沿った事業の展開を目指してまいります。

予算編成につきましては、実行委員会への補助金として予算措置をしておりますが、内容につきましては、実行委員会において議論し、決定していただきます。主な経費としては、基調講演や分科会を進めていただく講師等の経費が250万円、それに伴う関連経費として80万円、各会場設営、輸送関連委託費が1,270万円、需用費等が175万円で、総額1,775万円の経費を見込んでおります。その財源は、村が800万円、県が500万円、協議会が100万円、残りの375万円を参加者負担金として見込んでおります。これは、あくまでも現時点の概算であり、変更が生じる場合がございますので、御理解のほどお願いします。

本村開催の棚田サミットは、現状を十分に把握し、現実的な内容にしていくことを第一に考えております。現時点で検討中の内容について御紹介をさせていただきます。私は、多くの参加者が意見を持ち寄り、ディスカッションすることができる分科会の内容が大会成功の大きな鍵になると考えており、以下の3つのテーマを掲げてサミットに臨みたいと考えております。

まず、1つ目として「棚田の維持保全・再生」、持続可能な地域づくりであります。持続可能な保全のあり方や持続していくためにできること、人の減少を補う棚田で使えるロボット技術やICTを活用したスマート農業の実現、到来する鳥獣被害対策などを議論していただきます。

2つ目として「棚田の活用と活性化」、価値観の共有であります。棚田のすばらしさ、美しさの共有と地元民の価値観の醸成、棚田米のブランド化や観光、都市交流、関係人口の創出について議論していただきます。

3つ目として「棚田の継承」、担い手確保と地域連携、統合であります。過疎化、高齢化による担い手不足、地域で足りない人材をどう他地域から呼び込むか、引き継げる基盤の整備と

地域連携、統合の実現について話し合ってください。

以上申し上げました3つの柱、棚田の保全、活用と活性化、継承が棚田再生、あるいは中山間地域農業の新たな出発となり、もって地域に明かりがとまり続けることを願うものであります。

まずは議員の皆様方に棚田が置かれている状況と集落の存続の危機感を共有していただき、サミットへの御理解と御協力をお願い申し上げ、答弁といたします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤忠己君。

○5番（加藤忠己君） ただいま、大変長い答弁、私も質問が多かったなど反省しております。

A4用紙3ページにわたっての答弁、再質問が要らないぐらい丁寧な答弁、ありがとうございました。

人口減少対策の件になりますけれども、その前に、これは村長が村民の皆様と約束したことです。公約です。その点も検証といいますか、その辺も踏まえての質問でありました。人口減少の対策でありますけれども、答弁でありましたように特効薬は確かにはないと思います。村では、生まれたときから亡くなる時まで、各分野において、年齢やら、その時々シチュエーションによって、援助、支援を行っております。しかし、自然的な減少も合わせて年間に70人、80人の人口が減少しております。人口減少対策も口で言うのは本当に簡単であります、全国の町村が頭を抱えて同じような対策を行っております。これはすぐに結果が出るものではありませんので、非常に難しい事業といいますか、対策だとは思いますが。

私が思うには、現在行っている対策、施策をそのまま続け、視点を変えまして新たな対策を打ち出して、それを実効性のあるものにしていく必要があるのではないかなと思っています。これは私が思っているだけでありまして、これを村長に答弁していただくということは考えておりません。この人口減少というか、人口問題に対しては、次の長南議員も一本に絞って質問通告しておりますので、私は次に移りたいと思います。

次に、村土の強靱化についてですけれども、最近はこの気候の変化でありまして、いろんな自然災害が村でも発生が心配されています。村民の命、財産を守ることを最大の目的として、事前の備えを効率的、効果的に行う大蔵村国土強靱化地域計画が策定されたことにより、村民の皆さんの暮らしの安全・安心がまた一歩進んだのではないかと思います。今後災害が起きても、災害自体を小さくすることができます。強靱化事業に係る国の補助金や交付金を受けられるようになると思いますし、強靱化の各種事業がスムーズに進んでいくのではないかと思います。

村には山があり、谷があり、川があり、そして雪も降ります。施政方針にもありましたが、こういう気象の中、村長は村の災害についてどのような考えをお持ちなのか、再度、災害全般にわたって村長の考え、まず強靱化の計画でしたことも含めまして、どのような考えをお持ちか。時間的なこともありますので、一言二言で結構です。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 加藤議員からは、村土強靱化にかかわる、大蔵村が非常に災害が多いということを踏まえて、村長としてはどういうふうに捉えているか、対応していくかということだと思います。

そういったことを踏まえて、この国土強靱化、それを村強靱化と、国土を村土というふうに直して地域計画を策定しました。これについては最上郡内の中で1番2番です。私どもがこの取り組みを始めたときには、山形県でまだどの町村も取り組みをしておりませんでした。そういうことで、議員も御存じのとおり、大蔵村は地形的にも地質的にも非常に自然災害が多いところなものですから、何としてもいち早くこれをつくらなければ国としての対応がおけると。国としての対応というのは、災害が起きた場合については当然災害復旧という形で予算計上はされますけれども、予防、事前の整備ということについては予算がつかないと思って結構ですよまで言われたんですね。そういうことなものですから、いち早くこれについては着手しなければならないということで、村民全体の安心・安全を守るために、副村長以下各課長、役場職員一丸となってこの計画づくりを考えたところであります。これに基づきまして、議員もおっしゃったとおり、いろんなところに働きかけ、まずは予防ということで対策を講じてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 加藤忠己君。

○5番（加藤忠己君） 今のその件については、村長が4期目当選してからの1年間の進捗状況ということで深くは聞きませんが、次の全国棚田サミットの件です。

村で800万、県で500万、あとは参加者、協議会という予算のようではありますが、実行委員会などで内容やイベントについて精査した結果の金額であると思いますから、予算編成について再質問は行いませんけれども、答弁によりますと、村に訪れる3日間ですか、総人口、大体人口の想定が一回も出てきておりませんので、まず何人ぐらい訪れると想定していますか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） そういったことについて、詳しくは担当課であります産業振興課長、越

後から答弁をさせていただきます。よろしく取り計らいをお願いします。

○議長（鈴木君徳君） 越後産業振興課長。

○産業振興課長（越後 享君） 今回の棚田サミットの参加者につきましては、理事会含めて3日間の日程になりますが、棚田サミットの総体的な参加者は現在400名と想定しております。そのうち宿泊については300名がマックスかと考えております。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 加藤忠己君。

○5番（加藤忠己君） 村長、私が一番聞きたいのは、全国的な開催にもかかわらず、村民へのPRといたしますか、告知、全然ないです。広報にも載っていないですし、ホームページも載っていません。あと半年あるということなのか、何か告知、PRをやらない、必要ないとお思いなのかわかりませんが、全国開催ということであればやっぱり村民のかかわり方も出てくると思います。ですから、村民はほとんど知りません。ただサミットがある。何それ。9月にあるんだと。棚田サミット、んだら近くなだけのお祭りだべやと、平場といたしますか、こっちの人たちは、うちの地区も含めて、そういうような状況です。なぜもっとPR、告知をしないのか、その辺、町長のお考えをお伺いします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） どこでどういうふうに誤った伝え方になっているのか知りませんが、今、加藤議員の中で広報にも載せていないと。きっちり載せています。それから、このことは後の早坂民奈議員のところも御指摘をいただいておりますので、そのところでも詳しく申し上げたいと思っています。

それから、私は口さえあげれば集落座談会等でも申し上げていますし、いろんなところで申し上げます。それから、具体的なところはこの議会が終わった後、13日に4回目と5回目の実行委員会、運営委員会が開催されます。そのことではっきりしますので、それから周知になりますけれども、これまでもいろんな機会を捉えて周知をしてございます。反対に議員の先生方がどんな形でそれを周知していただいているのかなと、私のほうから逆に言いたいぐらいあります。これはなしにしてもらって結構なんですけれども、当然、一応村の開催でございますので、私以下職員の皆様方もいろんな機会ですべてを言っているわけであって、知らないというほうがおかしいというふうに私は捉えてございます。

ただ、やはりどうしてもそういった紙ベースのものを見たにしても、棚田というと四ヶ村ということで、どうしても俺たちには関係ないんだという思いでそんな感じに受けているのかも

しれません。私は以前からこのことは大蔵村全体の対応として考えていかなければならないという発想のもとで、いろんな機会を捉えて言っているはずであります。ですから、ただ、何回もなりますけれども、地元四ヶ村と肘折はやはり中核ということが関係してくる。生活に直接関係することでどうしてもわかっていただけるのかなど。ただ、内容についてのこまい点についてはまだ周知はなっていないかと思います。ただ、こういった形で日本全国から大勢の皆様方がおいでになって、大蔵村で棚田サミットが開催されるということは以前から申し上げているはずであります。そのことは誤解なきようお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 加藤忠己君。

○5番（加藤忠己君） 村長の答弁だと、広報にはしっかり載せて告知はしているんだよということなんですけれども、私の記憶では広報に、小さくいろいろやりますよとか、村長の正月、新年の挨拶も出ていましたけれども、いつからいつ、どこでどういうことをやるんだよというようなことは記憶にありません。ただ、11月ころか10月のその辺じゃないですかね、山口でしたっけか、ことし。その記事はこれぐらいの大きさでは載っていましたが、これはこれでこれからPRしていくんだと思います。ぜひ村民を巻き込んだサミットにさせていただきたいと思います。

あと、2点のうちの1点ですけれども、実行委員会によって着実に準備は進んでいると思うんですけれども、村民の協力はどうするんですか。求めるんですか。実行委員は運営委員も村民の方々だと思うんですけれども、その辺、何かそういうグループとか、いろいろな委員会とか、村ではいろんな集まりがあると思いますけれども、そういうふうにし声かけするとか、協力方法はどのような感じでお考えですか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 以前にもお答えしたことがあったと思うんですけれども、今、加藤議員がおっしゃるとおり、当然、一般の村民の方々も協力していただけることが多々あるかと思っています。例えば一番身近な関係では、農協女性部とか婦人会とか、そういった女性の皆様方のかかわりが非常に大事になってくるかと思っています。そういうことを含めて、まだ具体的な打診もしているところもありますけれども、実際、今いろんな制作、作品を例えば参加記念品とか、そういったものでもうつくっていただいている団体もございます。これは後からありますけれども、大蔵村婦人会のほうでラップ入れというんですか、そういったものも制作に入らせていただいていますので、そういった各団体ごとに協力をさせていただいているところもございます。

その辺も含めて、方針についてまだ確定していないところもあると思うんですけれども、詳細については担当部署であります産業振興課、越後課長からお答えをいただければと思っています。議長、取り計らいをお願いします。

○議長（鈴木君徳君） 越後産業振興課長。

○産業振興課長（越後 享君） 現在の状況につきましては、先ほど村長が申しあげましたとおり、実行委員会の中でいろんな検討をさせていただいております。ただ、産業振興課として、今回の棚田サミットについては、四ヶ村の棚田をどうするかということ在地元の方々と一緒に話し合いを持っていただいて、将来にどうつないでいくかというところを特に一つの大きな課題としていきたいと思っております。じゃあ、おもてなしをどうするんだということに関しては、それぞれの団体の方々の協力を得ることになります。

棚田サミットの全体が村民に見えないということだと思うんですが、今は棚田サミットの中身ですね、サミットをどういうふうにしていくかと、その中身を今現在、担当課のほうで詰めておりまして、それがはっきり見えてきた段階で、それを中心としたいろんなかかわり方を皆さんにお願いするという段階になります。来週から実行委員会を開催して、地域の方々との座談会も含めて周知をしていきたいと思っておりますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 加藤忠己君。

○5番（加藤忠己君） サミットを成功させることも非常に大切なことだと思いますが、今、越後課長からもありましたけれども、棚田を将来にどうつないでいくかということでもありますけれども、終了後、棚田について維持管理も含め、村としてのかかわりといいますか、どのように考えていますか。村長、お願いします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） まず一番大事なのは、今回、昨年度の中で法律が制定されました。棚田地域振興法ということで、この前の中でも説明申し上げたんですけれども、何としても日本の中山間農業、そしてその景観の維持、あるいは国土保全という観点からそれを継承、維持していかなければならないというふうな国会議員の先生方の強い意思で超党派でこれが可決されました。そういったことで、破格のいろんな優遇制度がございます。大蔵村として、この機会を逃すことなく、うまくその法律を利用いたしまして、ぜひよその地域に誇れる棚田づくり、棚田の維持景観というものをしていきたいと思っております。

先ほど1点目の質問で申し上げましたけれども、棚田の維持保全、再生、それから2つ目として棚田の活用と活性化、そして3つ目が棚田の継承であります。そういったことをするために、やはりマンパワーが不足しています。後継者も含めて。そのマンパワーをどういった形で補うのか。例えば、今、大蔵村には地域おこし協力隊がないということでございますけれども、そういった地域おこし協力隊とまた別の観点から、ぜひ大蔵村に住んでいただいて、棚田と平地のトマトづくりを一緒になってやっていけるような、そういうプロジェクト、私は個人なりに立ち上げてやっていければと思ってございます。農家でない人でもそういったものに気安く入れるような、そういったシステムを考えていきたいというふうに私なりに思っているところです。これは県の農業振興課、あるいはそういった方々との話し合いで出てきたものであります。特に大蔵村はその可能性といたしましうか、やれる可能性が非常に高いという指摘を受けましたので、ぜひ今後そういったものも参考にしながら、それをやっていければなと思います。

そのためには、やはり若者が取り組める、そういった機械化なり、いろんな無人ロボットを使ったあぜへの草刈りなり、そういったものをどんどんと推奨していけるような、そんな感じの棚田農業をやっていききたいなと思ってございます。

ただ、余りそれだけが先行しますと、昔のよさといいましうか、そういったものがなくなってしまうこともあると思うんですね。その辺も注意しながらやっていかなければならないと思いますけれども、いずれにしても、一つのをやっていくときには、ある程度の犠牲とか、そういったものもつきまとうことも、これは考えていかななくてはならないと思います。全てがうまくいくということはないと思いますので、その辺の事業をやるときには皆様方の御意見、まず第一は地元の皆様方の御意見をお伺いしながら、しっかりと進めてまいりたいと思っております。これはあくまでも私の思いでございます。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 加藤忠己君。

○5番（加藤忠己君） 時間も大分迫っているようですけれども、棚田サミット、いろんな意見や成功例が出てくると思います。ぜひ多くの村民の皆さんを巻き込んで成功させていただきたいと思います。

以上、質問を終わります。

○議長（鈴木君徳君） ここで休憩いたします。

再開は13時15分といたします。

午後0時15分 休憩

---

午後1時15分 再開

○議長（鈴木君徳君） 休憩を解き、引き続き会議を開きます。

9番長南正一君。

〔9番 長南正一君 登壇〕

○9番（長南正一君） 私は、「人口減少歯どめなるか新年度予算」ということで通告しておりました。午前中の佐藤議員、さらに加藤議員からもございました。重複した形での質問があり、あえて私が3番目ということで、私に質問の要旨を譲っていただいたということで、お二方には感謝申し上げます。2人の思いをしっかりと受けとめて、私もこの件について質問させていただきます。

「人口減少歯どめなるか新年度予算」ということで、村長に質問いたします。

元号が平成から令和にかわり、新しい幕あけに期待感を抱きましたが、1年も経過せぬ中、全世界を震撼させる新型コロナウイルスが流行しており、今後の成り行きが非常に心配されます。

折しも、本村においては、令和2年度の当初予算案が示され、議会において審議されるわけですが、課題が山積しておるように思います。とりわけ、とめどなく続く人口減少は、村にとって最重要課題と言えます。

国立社会保障・人口問題研究所の資料に基づく日本の人口減少の推計によると、2015年の時点で1億2,709万人がおられましたが、30年後の2045年には約1億642万人と、約2,000万人の人口が減少となります。

あわせて、山形県の場合、ことし2月10日に県は人口の将来展望を盛り込んだ県人口ビジョンが示されました。それによると、40年後、2060年の本県人口は71万から77万人と推計されております。さらに、先ほどの人口問題研究所の推計では、2060年には59万人まで減少するとされており、いずれも大幅な減少予測を示しております。その上、出生率が現行水準1.48で社会減少が継続すると仮定すると、40年後には50万人程度まで減少すると推計されております。非常に早いペースで減少が進むと予測される中、これらに対処すべく、これまでの行政の取り組みに対し、大いなる評価をするものであります。

しかし、これだけ細やかに行政運営に取り組んでおられるにもかかわらず、本村においても毎年70名から80名、昨年度は92名の減少を来しております。村長は常日ごろ、小さい村だから

こそできる行政のあり方を標榜しておられるので、ぜひ人口減少の歯どめが強く目に見える新年度予算を示していただきたいと思います。人口減少の予測データに異を唱える強い気概を持って取り組む姿勢に期待します。村長の思い切った具体策と新年度にかける思いを伺います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 午前中は傍聴者がいなかったわけでありまして、午後からはおいでになりました。ありがとうございます。なかなか、我々執行部も議員も傍聴者が一人もいないとなると、また一生懸命やるわけですが、さらに傍聴者がいることによってやりがいがあるというふうに思っております。ありがとうございます。

それでは、答弁をいたします。

「人口減少歯どめなるか新年度予算」という長南議員の質問にお答えします。

国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によると、大蔵村は2015年（平成27年）には3,412名でしたけれども、15年後の2030年（令和12年）には2,392人、また、その15年後の2045年（令和27年）には1,535人になるであろうと推計をしております。

これは、長南議員の御意見のとおり、少子高齢化が大蔵村に限ったことではなく、全国的な減少となっております。しかし、これらの数値はあくまで理論上の推計であって、いかに現状の数値を維持していくか、また、減少をいかに小さくしていくかが村政運営の最重要課題であると考えています。

村では、これまで子育て支援住宅の整備、新年度から拡充した高校生までの医療費無料化等の子育て支援や宅地分譲事業等の定住促進、道路整備や公共施設の整備等の安心・安全な村づくり、村独自の補助金等による産業の振興等の施策を展開してまいりました。これらの施策を長期的に行うことにより、少しずつではありますが、成果が出始めているものと考えております。

議員御質問の人口減少に歯どめをかける思い切った具体策はということですが、以前から申し上げておりますとおり、人口減少に対する、これだといった特効薬はないものと思っております。村が行う施策全てが住民福祉向上を目指すものであり、人口減少対策につながるものと考えます。

新年度予算編成に当たっても、第3次総合計画の検証を行いながら、第4次総合計画に標榜する村の将来像を見据え、安心・安全で子育てしやすい村づくりに注力し、ひいては定住人口の拡大や人口減少の歯どめにつながるよう考えて御提案させていただきました。

さきにも申し上げましたが、新年度から高校生までの医療費無料化や放課後児童クラブの対象児童を6年生まで拡大し、実施いたします。また、村の中心部や新庄市、さらに高速交通網へのアクセス道路の整備、教育施設の整備を行い、村民の方々に住んでいてよかったと言っただけの村づくりを今後も行っていきたいと考えております。

人口減少の歯どめへの施策は長期的視野に立ち、継続した施策を行うことによって、地域の活性化を推進することが重要と考えていますので、今後とも議員皆様方の御意見、御協力をお願いしまして、答弁いたします。

なお、さきのお二人の議員の皆様方と関連することもあり、ダブって申し上げていることもありますので、御理解のほどお願い申し上げたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 長南正一君。

○9番（長南正一君） 私も村長の答弁のとおり、これといった、これをすればいいんだというような、劇的によくなるという案は持ち合わせておりません。しかし、少しでもそれを克服して取り組んでいかないと先につながっていかないという思いは同じだと思います。

私も、2月14日の山新に令和初の編成となった県予算の記事が載っておりました。新時代を切り開く予算と表現したいと、特に人口減少に歯どめをかけるため、県外からの移住定住促進策に一層力を入れる考えだということが載っておりました。この記事から、県も本腰を入れて取り組む姿勢がうかがえるのではないかと考えております。

今後、県の方針に沿って各市町村も歩調を合わせた形で取り組んでいくことになると思いますが、この件についてどのような取り組みが検討されるのか、それについて伺いたいと思います。

さらに、具体的な方針として、県は若い世代の県内定着を促し、県外から女性や子育て世代を呼び込む施策に力を入れる考えということも載っておりました。確かに県外からの移住があれば、それは交流人口の拡大にもつながって、実現すれば大変大きな効果を生むことになると思うんですけれども、村では地元に住んで生活されている若者が地元のよさをいかに認識し、愛着を持っていただけるかが先決のように思います。住む人が村のよさを感じていただかなければ、ほかからの呼び込みにはつながっていかないのではないかと、そんなふうにも思うわけがあります。

では、何をなすべきかですけれども、何か1点を、先ほども申し上げたが、1点を改善すれば、あるいは重点的な取り組みをすれば全てがよくなるわけではないと、これも先ほど、さきに質問された方々にもお話、答弁がなされておりました。私も確かにそう思うんですけれども、

しかし、これまで取り組んでおられる施策をさらに一步踏み込んだ形で、今回の当初予算、一般予算では38億1,000万ということで前年対比6.1%の積極的な取り組みの予算だということでありましたが、私はさらにそれに上乘せした前年対比1割以上の取り組みを講じて、全体の底上げをすることによって若干の減少を抑えられる可能性も出てくるのではないかと、そんなふうに思うところであります。

6.1%といえば大変な伸びなんですけれども、さらに県の予算と合わせた形で1割近い実績を上げるような取り組みを望んでおるわけです。人口減少については、従来のデータをもとに、せめて例年の半数を目標値に設定し、達成に向けた行政運営に取り組んでいただきたいと思います。今まで前年対比何%で抑えようというような数値目標は示したことがないかと思いますが、そこら辺は思い切った目標として、昨年は92名の減少ということですので、せめて半数ぐらいおさまるような、抑えられるような積極的な村の取り組みについて、再度、村長の考えを伺いたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 長南議員からは、県の移住定住に対して思い切った予算傾注あるいは対策を講じていくということにあわせて、村としても同様の対策をとるべきではないかという御指摘をいただきました。

そういった県と関連をして施策を講じるということ、非常に大事だと思い、私どもも先取って県からの情報をいただき、それにつながるようにしているつもりでございます。

とりわけ、出生数が少なくなっているということが一番の原因かと思えます。ということは、高齢化とはいいいましても、人がお亡くなりになるというのは、高齢になればどうしても傾向は高くなりますけれども、その前に病気だったりいろんなことで亡くなることがあり、大体、大蔵村の死亡者数、平均すれば65名ぐらいと捉えてございます。というのは、私なりに統計をとっておりますので、多い年で70名、80名、少ない年で50名ということ。それを平均しますと大体65名ぐらいになるのかなと捉えてございます。ですから、やはり大蔵村の人口減少については、自然死、自然減がそれに相当するものと。それに追い打ちをかけるように出生数が少なくなっているということ。当然、人口が少なくなれば女性の方々の人数も少なくなり、出産適齢期に当たる女性の方々も少なくなるということで、そういう現象が起きてございます。

ですが、大蔵村は他の市町村から比べ、割合に出生していただける数が多くあります。多い状況であります。そういったことで、割と人口の割には生まれているということは実績としてあらわれてきてございます。

子供たちについては特に郷愛心といきましょうか、郷土を愛する心の醸成に努めなければならぬということで、教育長と連携のもと、教育委員会を核として小学校、中学校についてその事業を特にやっていただいております。

これは私から言わなくても後から教育長からでも結構なんですけれども、美しい村プロジェクトに由来した自分たちの村のよいところを見つけようということで、それを理解して、そしてそれを自分たちなりに解釈しながら、村にどういったことができるのかと、提言できるのかということをしてございます。こういったことをやっているということは非常に大事なことで、それがこの村を何とかよくしていこうというものにつながっていくというふうに私は考えてございます。ですから、やはりこの地に住んでいただける、そういった子供さん方をしっかり育てていかなければならないと思っております。

それから、減少する目標値を設定するべきだという長南議員からの御提言でございますので、この辺については慎重に検討しながら、格段に外れるようなものであってはいけませんので、そういうこともいろいろ精査しながら、もしできれば設定をしていければとも思っております。ただ、これは検討ということでお答えを申し上げたいと思います。

そういったことで、今回も6.1%という前年度対比予算、1割ということもございませぬけれども、ただ単に数値のみにかかわらず、その中身の中でいかにその方面にどれだけの金額を投入するのかということも問題になろうかと思っております。

先ほど加藤議員のところでもお答えしましたが、私は今一番大変になってきている中山間地農業の問題を解決しなければ、なかなか大蔵村は人口が落ちつくということはないと考えてございます。当然、平たん部からも転出なされておりますけれども、目立つのはやはり中山間からであります。その原因は何かというと、やはり雪にあらうかと思っております。お年寄り世帯になった場合の雪の対処の仕方、その辺もあるわけで、その雪の対処の仕方、自助、共助、公助を含めてしっかりとした対応をしなければいけないということ。それから、解決策としては、今後、老人のシェアハウスなり、共同に生活する宿舎なりの建設をどういった形で進めていくかということも検討しなければならぬと思っております。

そういうことの中で、課題は大変あるわけでありませぬけれども、とにかく何とかして人口減に大きく結びつく要因をしっかりと対応していかなければならぬと思っております。

そういった中で、私はまず移住よりも、大蔵村に来ていただくことを最優先に考えるのではなくて、今この大蔵村にいらっしゃる方々ができるだけ出ていかないような、どうしてもそういうふうな出ていかなければならぬ事情のある方は仕方ないんですけれども、好んで出てい

かなくなるような、そういった対応をしっかりとしていかなければならない。ですから、今住んでいる方々を大事にする、そういった村政を第一番に考えていかななくてはならないのかなと思っております。

その思いで今までやってきたんですけれども、なかなか歯どめがかからないということでもあります。その中で、中山間地農業ということもありますので、先ほども申しあげました棚田サミットを契機というわけではございませんけれども、それだけでなく、この法律ができた優位性というものをしっかり理解をし、それをいかに使いこなしていくか、それが一つのポイントになるかと思えます。今回の棚田サミットの件に対しても、当然、村全体として考えていかななくてはなりませんけれども、それ以上にその田んぼを今、実際耕している皆様方がどういった視点に立っていただけるのか、どういった協働的なことができるのか、また、そういった機運の醸成ができるのかということをしっかり持てるような、希望を持てるような、そういう対応をしていかなければならないということで、今、鋭意頑張っているところでございます。

議員もぜひ、四ヶ村の議員さんということで、今、四ヶ村にはお二人の議員さんがいらっしゃいますけれども、さらにいろんな地元の諸団体と力を合わせて、ぜひ大蔵村の中での四ヶ村、中山間地の位置が向上するような、そういった協力体制なり支援体制をしっかりと考えて、一緒になって考えていただけますようにひとつお願いを申し上げたいと思えます。長くなりました。以上です。

○議長（鈴木君徳君） 長南正一君。

○9番（長南正一君） 本当に私も中山間地帯に住んでおる者として、今回の棚田サミット、それから中山間地農業のあり方、さらには雪の問題等も今、村長からお話がありました。大変ここに目を向けておられるということについては、心から感謝を申し上げたいと思えます。

そういう中で、本当に何回も申しますけれども、誰が見ても劇的に変わる具体策はないのが現状かと思えます。それでも少しずつよくなるように全体的な底上げをやって、大蔵村のよさというものを住んでいる人方に認識してもらって、さらにそれに魅力を感じてほかから来てもらうというようなことが一番理想だと思えます。

県の例を何回も言うようで申しわけないんですけれども、もう一点ですけれども、県の取り組みとして、具体的にこれは2月16日の山形新聞の記事ですけれども、ここには県は県外からの移住世帯に1年分の米、みそ、しょうゆを提供しているが、新たにアパートなどの賃貸住宅の家賃補助として移住後2年間、月額1万円を支援する。そして、ひとり親家庭にはさらに手厚くし、経済的に自立できるよう支える。食は22年目以降に5年目まで県産米を無償提供、家

賃支援は移住後3年にわたり月額1万円を上乗せする。そして、転居に伴う経費も10万円を上限に支給すると。大変、県としては手厚い移住策に取り組んでいる姿勢を示しています。

主な事業と予算額については、移住定住の人材確保の戦略的展開として1億7,000万の予算計上をしているということであります。そして、ひとり親の家庭の移住促進とか、県外からの女性や子育て世代を呼び込む、これは2つで4,000万、合計2億の県のこれらに対する予算計上が今回示されるわけでありますので、こういった流れは県独自で進めるということでは当然できないものではないのかと。各市町村に、自治体にそれなりの協力をもらった上で県の方針を進めるということになるかと思いますが、この辺についてもひとつ伺いたいと思います。

人口減少は間違いなく加速化しており、近い将来、多くの地域でコミュニティーを維持できなくなる可能性をはらんでおると思います。県の方針に沿って、村でも積極果敢に人口対応策を打ち出すことと思いますが、県と村との連携をどのように今後進められるのか、その点を伺いたいと思います。

さらに、移住の対象地として、一部の都市部や村の中心部に限らず、受け入れ態勢の事業に取り組む場合は、やはり村全体を広くPRして、空き家の利活用なども図っていただければ、村全体に波及効果が出てくるのではないかと思います。

減少が進む時代に新たに人を呼び込む体制づくりというのは、大勢の人から見ると時代錯誤みたいな批判の声が出てくるのかなという感じもしないでもないんですけども、やはりここは県が乗り出した今回のこの予算、そして事業計画について、千載一遇のチャンスだと思う。村でも取り組みやすい県の予算編成ではないのかなと思っておりますので、ここは一つ十分に県の方針を村としてできる限り受け入れていただいて、その効果が村内に波及効果が得られるようにひとつ積極的に取り組んでいただくことを期待しております。その点について、再度、村長の考えを伺いたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 県の手厚い移住策ということで御紹介をいただきました。金額的なことについては、県の総額予算から見ればパーセンテージは非常に低いものだと思ってございます。ですけれども、今まで以上に頑張るといふ意気込みといいましようか、姿勢が見られたということ、それを捉えて、長南議員は村としても同じような方向で臨むと、そして県と歩調を同じくした対応をしていただきたいということだろうと思ってございます。

合計で2億、県としてはそういった関連予算をつけているということ。これは、私ども、市町村長、あるいは議会に対してもそうでありますけれども、周知をしてございます。そして、

市町村としても協力をしてほしいと。できれば同一保証という中で、例えば私ども大蔵村で既に他の市町村に先駆けてやってございます国や県の補助プラス村独自のかさ上げというやり方があります。これについては、やれるもの、やれないものがございますけれども、村としてはできるだけそういった使い勝手のいい、しかも使う方々に非常にありがたい補助制度のあり方というものを検討しているわけでございます。大蔵村の場合は独自の補助金ということで、ああいった農機具購入補助もしてございますけれども、私は逆に国・県に対しても、市町村が独自にするものに対してはそういった手当をぜひしてほしいということを中央、あるいは県、あるいは最上総合支所の会議の席でも申し上げているところであります。

そういったことで、やはり利用される方が項目はあっても使い勝手が悪ければ使えないということでございますので、使いやすい、そして使う側の立場に立った、いい補助金のあり方というものもしっかり提言をしていきたいし、今おっしゃった県と同一補助の中でやれることはしっかりやってもらいたいと思っています。

ただ、今、首長の間でもありますけれども、県が今やっている米、みそはいかがなものかなという話もございます。実際、米、みそも当然食卓の中で使う食材、材料でございますので、それはいいんですけれども、それ以上にある程度、何にでも使えるような、そういった補助体系、あるいは補助金のあり方とか、そういったものを考えてほしいという要望も出ております。そういったことで、物で支給するというのも大事なことですけれども、それ以上に、先ほど私が言ったように使い勝手がいいようなものを考えていくということが大事なことでないかなと思います。

米、みそ、それはどこでも使うものだからいいんじゃないかという発想のもとで、山形らしいという発想でやったそうですけれども、いまいちということでもございました。その辺についても検討を必要とするものだろうと私は思っております。

そういったことで、繰り返しになりますけれども、国・県の事業にできるものは村のかさ上げなり支援をしていける、そんな体系をこれから精査して創設をしていければなと思っています。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 長南正一君。

○9番（長南正一君） 私も紹介するまでもなく、全て県の考え、方針については熟知されておられると思いますので、これに沿った形で今村長がおっしゃったように、ひとつ検討できるものについてはできるだけ協力体制を敷いた上で、村の独自色を出せるような取り組みをお願いした

いと思います。

また、さらに先ほど申しましたが、棚田の件ですけれども、今回これを実行することによって全国に発信できるまたとないチャンスだと思いますので、そういう面についても、私も地元に住んでおる者としてはぜひこれを成功させていきたいと思っております。

特に今月の11日には四ヶ村地区で地元の方々との座談会も案内されておりますし、さらに13日は実行委員会、運営委員会の会議みたいなことも、会議が頻繁に行われるように、これからだんだんそういう形で計画が進んでいくと思いますので、これを一つの地元、大蔵村を知っていただく重要な事業だと私も考えておりますので、それもあわせてこの大蔵村のよさを発信して、一人でも多く移住、まあ定住が先決ですけれども、移住も含めた形で人口の拡大が、減少に歯どめがかかり、さらに一人でも二人でも大蔵村に入ってきていただけるような施策に取り組んでいただければと願っておりますので、各課横断的な形でひとつこの事業に取り組んでいただけるようお願いして、私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（鈴木君徳君） 3番佐藤雅之君。

〔3番 佐藤雅之君 登壇〕

○3番（佐藤雅之君） どうも御苦労さまです。

私からは、2つの点について村長にお聞きしたいと思います。

まず第1点は、地区や温泉地へのAED設置に村からの助成をとということであります。2つ目は、地区民らと地域防災センターの連携強化をとということ質問させていただきたいと思っております。

まず、1番目の地区や温泉地へのAED、心臓の体外式除細動器の設置への補助ということで質問したいと思っております。

救急救命技術の目覚ましい発展の中で、より多くの住民や旅行者等がいざというときの安心・安全、治療を享受することが社会的に求められています。大蔵村は、肘折温泉などの観光地を抱える一方で、とりわけ緊急時の医療へのアクセス、救急車の通報から到着までの所要時間が長いなど、立地上、地形上の困難を抱えています。

この間、ドクターヘリの就航や公的施設等へのAEDの設置など、改善は進んでいます。ただ、AEDの設置についていえば、温泉街中心部への設置は民間事業者の自主性に任されており、必ずしも普及しているとはいえません。

そこで、各地区や旅館組合、商店組合、自主防災組織等にAED設置、レンタルも含むということですが、AED設置を促進するために補助金制度を創設してAEDの普及を促進し、住

民や旅行者などの一層の安心・安全を図ってはどうか、まず質問したいと思います。

2つ目は、昨年10月、肘折生涯学習センターが地域防災センターへと生まれ変わりました。地区三役や私もその際立ち会いを行いました。一方で、村として地区民全体に対するいわゆるお披露目というんですかね、内覧会や施設の機能等について直接説明等は行われていないのが今の実情です。その点について、一部住民の方からは、なぜお披露目しないのだということで疑問の声も寄せられているところでもあります。旅館や商店、地区住民、自主防災組織等との連携について、どのように村長は考えて、どのように進めていこうとしているのでしょうか、質問したいと思います。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「地区や温泉地へのAED設置に村からの助成を」と「地区民らと地域防災センターの連携強化を」という佐藤雅之議員の御質問にお答えいたします。

初めに、「地区や温泉地へのAED設置に村からの助成を」についてお答えいたします。

AEDの設置につきましては、これまでも地区代表者や女将会からなど御要望をいただいておりますが、個々の施設への設置については、基本的に事業者それぞれの自主性に基づいて設置されるべきものと考えます。仮に村などの補助を受け、設置する場合であっても、設置場所の問題や維持管理は誰がするのか、緊急時の持ち出しはできるのか、盗難防止をどうするのかなどの課題が多く、これらを解決した上で御相談したい旨を伝えておりますが、今のところ具体的なお話をいただいている状況でございます。

こうした状況でございますので、議員の質問に対しましても同様の回答とさせていただきます。たくさんの方が訪れる観光地でもありますので、肘折地区全体でこれらの課題解決を図っていただき、肘折温泉郷の魅力アップにつなげていただきたいと思います。その上で、村として何ができるのかなどについて、改めて検討させていただきたいと思っております。

次に、「地区民らと地域防災センターの連携強化を」についてお答えいたします。

学校統合後の施設利用について、肘折地区から要望がありました肘折防災センターが昨年9月に完成いたしました。この施設は、既存の体育館とあわせた災害時の指定避難所であり、災害等が発生した場合は地元の消防団や自主防災組織、各旅館の方々など、関係機関の協力を仰ぎながら、ちゅうちょなく地区民や観光客の安全確保のため、避難誘導していただくとともに、最前の情報収集施設としての活用を図るものです。

運営につきましては、大蔵村防災計画に基づいて村が行いますが、緊急時にも対応できるよう、地元の方にも施設の鍵等の保管を依頼しており、また、夜間等においては、地元の職員が対応に当たることとしております。

昨年の10月に議員初め地区の役員の皆様方を中心に施設の内覧会を開催し、避難場所等に対しての御理解と御協力をお願いしたところであります。地区の役員の方もいらっしゃいましたので、自主防災組織のかかわりにも御理解いただいたものと思っております。

議員からは、説明会の実施について御意見をいただきましたが、施設を見学していただくのは、有事の際、安全に避難誘導していただく上でも大変よいことだと思います。先ほども申し上げましたように、地区で鍵を保管しておりますので、自主的に見学していただくこともできますが、職員の説明等が必要であれば、いつでも見学会を開催いたしますので、お申し出いただきたいと思っております。

これから必要な物品の備蓄等とあわせ、肘折地区の安心・安全の確保を進めながら、地域の観光産業にかかわる方々とともに安心・安全な温泉地としてアピールし、観光産業の振興にも全力を尽くしてまいりますので、議員皆様方の御指導と御協力を賜りますようお願いを申し上げます、答弁いたします。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 初めのAEDの件ですが、ちょっと認識が私と違うんですけれども、確かに地区代表者会議などで要望が行っていると思います。その要望書を私も確認しておりますが、ここに出てくるのは、例えば地区、旅館組合、温泉組合などで設置を検討している、したいということが示されているんですね。ただ、村長の答弁ですと、個々の施設への設置については基本的には事業者の自主性に基づいて云々ということなんですが、ここで言っているのは、個々の旅館もさることながら、旅館組合や温泉組合で導入したいための補助はどうかというのが地区代表者会議での申し入れなんです。その後、何も話がないからこれ以上答えられないみたいなことを書いていますけれども、ちゃんと地区代表者会議で言っていることを受けとめているのかどうかというのが一つ疑問に思ったので、まずその点、確認したいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 細部については担当者から答えさせますけれども、私もここに書いてある趣旨は私の考えでございまして、そういったことを書かせていただきました。そういった中で、補助しないということではなくて、補助をするに当たっても具体的な保管場所とか管理する人、そういったものがしっかりしていないので、ただ補助要綱だけつくるということはでき

ませんよということです。ですから、もしそういったことでなれば、それは話にきちんとのり  
ますので、いつでも申し出てくださいということなんです。それでよろしいですか。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 確認したいんですけども、個々の事業主体ではなくて、旅館組合だ  
とか観光協会だとかという団体もあるでしょうけれども、そういった団体が主体となって運営す  
る場合には補助はあり得るというふうに解釈してよろしいですか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 村ではAEDの補助金だけということではなくて、地域活性化資金とか、  
そういったいろんな補助の形式がございます。補助要綱がいっぱいあります。それにのっ  
てやっていただければ、私は可能だというふうにお答えしております。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 補助要綱だとかあるのもそのとおりなんです、AEDを普及するた  
めに、あえてこれに特化して、私も調べてみますと、購入で1台30万から50万、メンテナンス等  
も要るでしょうけれども、リースにすれば大体月額5,000程度で、5年間で償却で大体30万か  
ら50万ぐらいで借りられるものだと思うんですが、こういったものを今現在、肘折地区では  
いづれに於けるわけですが、余りにも下のほう過ぎるということで、県のデータを見ますと、こ  
の除細動が仮に1分おくれると生存退院率が7%から10%低下しますということで、その際に  
全国の救急車の到着時間が平均8分程度を想定しているんですね。ただ、肘折については御承  
知のように、南署から来るに当たっても30分ぐらいかかってしまうわけです。そういった意味  
では、いづれに於けるからといって、そこまで取りに行くと、温泉街の中心で除細動をかける  
というのは非常に困難だし、その間に救命が追いつかないということもあり得ると思  
うんですね。

そういった意味で、こういった制度を、一般的な補助もあるというのは承知して  
いますけれども、特化してつくる考えはないでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議員もわかっていらっしゃると思いますけれども、旅館業、営利でも  
ってやっている仕事、商売でございます。ですから、本来であれば旅館ごとに必要と認めて置  
いていただければいいわけですけども、なかなか今言ったように高額だということ、それから  
使用の頻度ということを考えても、肘折の場合は旅館組合とか、そういった一つの団体で設置  
すればいいかなという思いでこういったことを質問されていると思っています。あるいは、ま

た地元の旅館組合なり温泉組合なり、そういった皆様方の声を代弁してお話をいただいていると理解してございます。

そういったことでございますので、一つの組織として村の補助金を使ってそういったものの設置は可能かと思えます。ただ、それには私が1回目の答弁で申し上げたとおり、管理をどういった形にするのか、いわゆる鍵をかけてあるようなことではなかなか使い勝手が悪いということになるかと思えます。そういったところの問題をどういった形でクリアするのかということがやっぱり補助をいただいてそれを設置しますよという団体がしっかりした計画のもとに村に申し込んでいただければ、それが可能だというふうに私は考えているということをお答弁しているわけです。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） そういった意向があっても、地区のほうでもこういった思い、地区というか、温泉組合、旅館組合としても申し入れをしたいという思いはあるんですが、お互いにそれぞれ相手が出てくるのを待っているような状況にはしないほうがいいと思うので、そういう意向も私もつかんでおりますので、今のところ具体的なお話を聞いていないという形に、余り公に言うとなかなかそういう、まとまるものもまとまらないのかもしれませんが、そういったことをお互いに意思疎通をし合ってプラスにしていいただければなと思っています。

山形県内で、私、今回、肘折温泉をメインに考えましたけれども、必ずしも肘折温泉だけじゃなくて、地区という意味では平場だっていいし四ヶ村だっていいわけなんですけど、各地区にあっても、例えば自主防災組織のほうにこういった形での補助金なり助成をしているのは、山形県ですと長井市とか尾花沢市、また天童市、上山市、あと西川町はそういった組織の区別をつけないで補助をするという形で、条件はもちろんあるわけですが、こういった形での補助をしていますので、ぜひこういった形の補助を前向きに進めるということで、もう一回お願いしたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 私が伺っているのは、何回も申し上げますけれども、そういうふうな形で検討して、ぜひ村のほうに申し込んでくださいということをおっしゃっているんですけども、なかなか具体的に地区から、あるいはその団体から上がってこないんだと聞いてございます。ですから、今、佐藤議員がおっしゃるとおり、言った言わないの問題ではなくて、そういうふうな人の命を助ける機械というか、そういったものでございますので、その辺については角を立てないで、設置できる方向でやりとりができればと思っています。別に私のほうではし

ないと言っているものでもないし、お互いに来ないかなということでもなくて、せっかくこっちからある程度いろんなことを示したのに、そこに対して何も来ないものですから、今のところはそういう形になっているというふうに私は捉えていたところでありました。ですから、議員がぜひ御助言をいただいて、そういうことで地域の中で進めていただければありがたいと思っています。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） では、大きく2つ目で防災センターとの関係で、地区民との連携という意味で、三役と私も立ち会いましたけれども、10月早々に内覧会をして、備品がまだその当時は必ずしも十分でなかったわけですが、ありました。ただ、一般の住民としては、結果的に人が避難しなかったんですが、その直後、台風の災害がありまして、防災センターができたのに防災センターも開かれず、保育所が避難所になっているというのはどうしたものかという素朴な疑問です。いろいろと備品の関係等々の問題があるんだというのを私のほうでは説明をして、理解はしてくれましたが、それはそれにしても、全く地域にお披露目もなくて、こうやってここにもいろんな形で連携をと、旅館との連携だとか、そういうのが書いてありますけれども、そういう意味では自主防災組織等々にも一刻も早くこういった形での連携を要請したり意思疎通をする場が必要なんだと思うんですが、その点、いつ災害が起こるかわかりませんので、ゆったりと構えていないとは思いますが、早目に決断してもらいたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 今、1つ目として去年の台風のときに利用できなかったということの理由についてはちょっと私は知り得ていませんので、その辺のところは担当課に答えていただきます。

それから、その利用についてはやはり安易に考えているものではなくて、しっかりとした考えに基づいてやっているはずでございますので、そのことについても担当のほうに答えさせますので、御理解ください。議長、危機管理室長に答弁させるように、取り計らいをお願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤危機管理室長。

○危機管理室長（佐藤利男君） ただいまの昨年10月の台風で肘折防災センターをあけなかったという御質問ですけれども、そのときにうちのほうで災害対策連絡会議ですか、開いたときに、全員で協議をして、この台風だったら保育所のほうが近くて、わざわざ川を渡って避難す

るよりいいんじゃないかといったことで保育所のほうを避難所としてあけたところでした。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） それはわかりました。それで、内覧会なるものはどういうスケジュール感でやるのか。やらないということもあり得るかもしれませんが、どういう形で今現在は考えているでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 実は内覧会ということで、あのときに役員という形で指名してしまったのかなと思っています。そういったことで、確かに肘折地区全体の内覧会ということではなかったものですから、五、六人ですか——で終わってしまったのかなと思っています。

ここに1回目の答弁に書いてございますとおり、決してやらないとかというのではなくて、地元でそういった希望があれば、説明も兼ねてやるというふうにごここで申し上げております。そういうことで取り計らいをいただければと思っております。決してやらないとかやるとか、そういうふうな意地になっているわけじゃなくて、ぜひ人数が例えば10人まとまってもいいですし、5人しかいなくてもそれは仕方のないことですので、日にちによっていろいろ都合があるでしょうから、それはそれとしていいですけども、もし地元で日にち、こちらの担当のほうと都合を突き合わせてやっていただければ、いつでも開催するというごことで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 今度、観点を変えまして、防災センターの機能の面なんですけど、たまたま肘折の場合は旅行者、温泉客がいるわけですよね。災害の種類によっては、あえて避難所や防災センターに逃げるより旅館の中で待機してもらいたいということもあり得ると思うんですね。その仕分けを誰がどういうふうにするのか。あと、温泉客は旅館に泊まっている宿泊客の場合は旅館がある程度責任を持つというのは、お客様の責任を持つというのはあるんですが、いわゆる日帰りで来られている方などはどこの旅館に泊まるわけでもなく、車で来られたりするわけです。そのとき災害が起きた場合とか、あと避難が仮に長引いた場合に、3日とかの備蓄をするみたいな話もちらっと聞いてはいるんですが、今現在まだ3日までもつかどうかわかっていないという状況ですが、地元、もちろん被災者であれば地元とかお客さん、どちらを優先するかなんていう議論にはならないんでしょうけれども、交通が遮断されて孤立集落になってしまったような形でお客さんもすぐには帰れないという場合に、その防災施設を優先順位という

のも変ですけども、みんな平等だとなるのか、それとも居住者が、住民が優先的で、あとはもうちょっといろいろランクがあるのかという、宿泊者、日帰り者、あと住民という、大きく言うと3つぐらいのくくりがあると思うんです。それなりのくくりがあると思うんですが、誰がどういう指揮命令で、どういう人をどういうふうに誘導するか、旅館にとどまってもらうのかというのも含めて、誰も必ずしも一致した共通認識に今のところなっていないので、その辺どういうふうにお考えなのかと思ひまして、質問します。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） より具体的な質問でございますので、担当の危機管理室長の佐藤に答えさせます。議長、取り計らいをお願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤危機管理室長。

○危機管理室長（佐藤利男君） これからいろんな災害等が予測されるわけです。この災害にはここ、例えば防災センターとか肘折保育所とか、そういう具体的に明確なものは今のところありません。ただ、災害対策連絡会議なり対策本部を設置したときに、役員皆さんで決めて対応するようになっております。それなので、具体的な方向については、これから地区の自主防災組織と検討して、その詳細についても明らかにしていきたいと考えております。すぐ答えが出るものではないと思いますので、例えばこれから何回か自主防災組織、それからその他の団体さんと話をしながら、どういうことが妥当なのか、検討していきたいと考えます。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） ちょっと観点が違うんですが、防災センターの案内板なり案内図ですね、地元の人はある程度前の学校だということわかっているわけですけども、観光客、とりわけ旅館に泊まっていない日帰り客も含めていうと、なかなかあそこが防災センターだというのは、まあ聞けばわかるでしょうけれども、ぱっと見にはわからない部分もあると思うんですが、そういった意味で防災センターがここにあって、こういう運営をしていますというような案内板だとか、そういうものをつくる予定はありますか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 私の考えです。やはり公的、そういった防災センター、施設でございますので、当然、温泉地という村外の方々がおいでになるそういった場所でございますので、つけなくてはいけないと考えてございます。

それから、それだけでは足りないわけで、看板やそういったものをつけたからいいのではな

くて、地元の温泉地というふうな特有の性格から、当然、肘折温泉にいらしている方々は宿泊者もいらっしやいますけれども、日帰りもいます。そういうことで、自主防災組織あるいは役場の職員が地元にもいらっしやいますので、そういった方々をリーダーとしていろんな采配をしてもらうのが当然かと思えます。

そこで一つ思い出していただきたいのが平成24年の肘折温泉の土砂崩落災害の場合でありました。これは村から指示したわけではございませんけれども、エフエム放送を開局して、地元の方々がわかるものを、やっぱりよそからいらした方々がわからないということ、もちろん地元の方々を安心させるということもあつたんですけれども、エフエムの開局をしたということ。それが後々、国土交通省の中で評判になりまして、自助努力でそういったことをした。ただ、やっぱり温泉地としては非常にすぐれた事例でもあるということで国土交通大臣賞もいただいたわけでありまして。その後、その大臣賞をいただいたおかげで、今度は内閣総理大臣賞というものもいただきました。山形県にも数多く温泉地がございますけれども、2つの災害にかかわるそういった大臣表彰をいただいたという温泉地はございません。ですから、私はあの当時は、日本にそういった各温泉地があるけれども、日本の中で内閣総理大臣賞をもらったのは1つしかないわけですね。そういったことの中で、一番安全な温泉地であるということを紹介したわけです。

そこが何かというと、その地域の特性を捉えた地域の方々の自助努力だと思うんですよ。やはり自分たちが来ていただいたお客様、その地域から被害者を出さないというプライドのもとにそういった活動をしっかりやる、そのことが大事なことかなと思っています。当然、その前段として大蔵村としての基本的な構想、計画はあるんですけれども、それを熟知している地域の方々がいかに行動できるか、その辺にかかっているものと思っています。

ですから、ぜひ、村にばかりではなくて、地元の方々が得意な接客、温泉業というふうな営みの中でやらなくちゃいけない責任と誇りというものを持って、ぜひそういった課題を乗り越えていただくように、議員のほうからも御助言、御指導いただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） そうですね、そういうことをする上でも、ハードの部分はできたわけですが、一刻も早くそういった住民やいろんな組織の方々と村が協議して、どこからどこまでが村の責任とか、一様にはいかないと思いますが、ここからは自己責任なり、事業者としての責任という形をある程度皆さんの共通の認識に立たないと、せつかくいいものをつくっただけ

れども、なかなかそれが機能するまでに、一昔前であればもう少し、つくってもすぐに災害等でもないでしょうけれども、この昨今の情勢を見ると、つくる前から、つくった途端にもいろいろなことが起きて、目まぐるしく災害が発生している中で、そういった意味ではある程度構えてちゃんとしっかりしたものを煮詰めるというのも大事ですが、いきなりそういうことがなくても少しずつすり合わせを徐々にしていって完成形のものを目指していくということもあり得ると思うので、引き続きその辺を全力で頑張って、私も議員として頑張っていく所存ですけども、よろしくお願ひしたいと思います。何か所見があればもらいますが、別に答弁なければ結構です。じゃあ、終わります。

○議長（鈴木君徳君） ここで休憩いたします。

再開は2時30分といたします。

午後2時18分 休憩

---

午後2時30分 再開

○議長（鈴木君徳君） 休憩を解き、引き続き会議を開きます。

8番早坂民奈君。

〔8番 早坂民奈君 登壇〕

○8番（早坂民奈君） それでは、質問させていただきます。

午前中の加藤議員と同じような内容になるかとは思いますが、私の視点なりで質問させていただきますので、もし答えのほう重複しても構いませんのでお答えをよろしくお願ひいたします。

棚田サミットを村ワンチームで成功へ。

質問の相手、村長。

全国棚田サミットが半年後に迫り、実行委員会や各関係機関での準備も着々と進んでいると思われまふ。しかし、村民に尋ねてみると、知らない、わからないの声が多数であります。これでよいのだろうか。全国からお客さんが来るのに、迎える村は一部の関係者だけの対応になっていないか。会議でも多数の人が必要であり、村民だけでは大変な要素が多く見受けられた。四ヶ村が会場ではあるが、大蔵村全体としての受け入れ態勢になっている。全国に村のよさを知ってもらふ絶好の機会である今回のサミットに、みんなが何らかの形で参加し、ワンチームとなり、ぜひとも成功させなければならないのではないか。もっと知ってもらうためにもどのような周知を行うのか、また、今まで村と関係のあった各大学、農業大学校などへの協力依頼

等も今後考えていただきたい。

そこで、村長のサミットへの思いと今後の成功に向けての取り組みについて伺います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「棚田サミットを村ワンチームで成功へ」という早坂議員の質問にお答えいたします。

また、早坂議員からは、村の婦人会の会長としてサミット参加記念品のラップ入れというのを500ほどつくりたいということで、婦人会の活動として率先してつくっていただいておりますことに、まずもって感謝を申し上げたいと思います。婦人会という、そういった会員の皆様方がほとんどだと思いますけれども、それ以外にも協力していただける、そういった方々がこぞって私も私もという形で来ていただけることが非常に理想なのかなと思っております。まずはそういった、私が何かできないでしょうかという思いで皆様が思っただけのような、そんな会になればいいなと思っているところでございます。

答弁いたします。

棚田サミット開催趣旨、あるいは私の開催への思いは、加藤議員の質問への答弁により御理解いただいたものと思っております。御指摘いただいたことについて、昨年11月号の広報おおくらにて棚田サミット開催について大きく取り上げたほか、令和2年度の重要事業としてあらゆる場面で紹介をさせていただいております。サミットの中心となる豊牧、滝の沢、沼の台、平林地区や宿泊や意見交換の会場となる肘折温泉関係者の皆様方については、サミット開催に直接かかわる方も多いためか、関心の高さは感じますが、それ以外の地域における関心度がいま一つ上がっていない現状もあると思われま。

次週には地区座談会、実行委員会、運営委員会を開催し、テーマや基調講演、分科会、交流会等の大筋を決定していただくこととしており、サミットの全体像が確定いたしますので、広く周知をしてまいりたいと考えております。

次に、受け入れ態勢、おもてなしを村全体でワンチームでという御提案も、村民の御理解をいただきながら、ぜひ御協力をいただきたいと考えております。そのために、各会の代表者を構成員とした実行委員会を組織しており、それぞれの団体において何ができるのか、どのような協力をしていただけるのかを御協議いただいているものと理解しております。議員も婦人会を代表し、実行委員会に参加していただいております、ぜひ村の婦人会をまとめ、お力をお貸しいただきたいと思っております。そういったことから、冒頭、ラップ入れの作成についてお礼を

申し上げたところであります。

また、受け入れ態勢は重要であります。全国からお呼びするわけですので、丁寧な対応を心がけてまいります。あくまで既存施設、既存人員でできる、身の丈に合った運営を考えております。実行委員会の決定に基づき、各関係機関、関係団体の会長、代表者のリーダーシップで大会成功に向けた積極的なおもてなしを議論していただき、まさにワンチームにふさわしいチーム力を発揮していただくことをお願いしたいと思います。

また、議員の考え方を否定するものではありませんが、観光や村全体のPRのみに重点を置くのではなく、サミットの目的は、棚田を所有する方々、耕作している農家の方々が全国の棚田関係者と交流し、持続可能な保全のあり方や持続していくためにできること、棚田のすばらしさ、美しさの共有、棚田への価値観を再認識し、全ての参集者のパワーを地元民が次世代に継承していく力に変えていくことです。私は、ここに最大の力点を置いて進めてまいりたいと考えています。

また、これまでさまざまな方面からの御指導や御協力をいただいた各大学、農業大学校への協力依頼という質問については、あえて早稲田大学にこだわったところであります。理由としては、平成30年7月より、早稲田大学社会科学部の農村デザイン研究ゼミナールの学生26名が四ヶ村地区に入り、地域の実態調査を行っております。3年から5年まで、地域の皆さんとの交流や地区事業への参加をしながら、四ヶ村地区の課題を明確にし、解決策を探ります。学生たちは棚田サミットへの運営参加はもとより、サミットにおいてその中間報告をいただく予定であります。

サミットの成功は当然であります。サミット後においていかに多くの方が四ヶ村にかかわり、支えていくかが大事であります。棚田サミットの開催により、棚田を持続的に守り、次世代に引き継ぐ意識が醸成され、棚田再生の一大契機となりますよう、議員皆様の御理解、御協力をお願いし、答弁いたします。

なお、早稲田大学の学生は、その後についてもサミット後、そして何年かにわたっていろいろな研究をし、そして報告も含めて地域の皆様方との親交も深め、または村との協議にもしっかり対応しているというお話をお伺いしております。そのことに期待をしているものであります。

以上、終わります。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○8番（早坂民奈君） まず初めに、周知の方法はどういうふうにとということでお尋ねするんで

すが、午前中に議員もちゃんと周知をとということだったんですが、議会だよりで私たちも特集記事を組んでおります。ただ、開催日、棚田サミットはどういうものかから始まりまして、9月定例会後の120号に載せておりましたが、12月の分はちょっとページ数が足りなかったのが今回ちょっと載せることができませんでした。これから3月定例議会が終わりました後と6月、また、9月の定例会と思ったんですが、そのころにはもう終わっていますので、もう3月号と6月号しかちょっと周知することができないんです。

ただ、私たちの棚田サミットについての内容、そういうことについての周知の方法なので、私が棚田サミットがあるんだよ、知っていると聞いたときに、何それと。何かそういうの聞いたことあるけど、四ヶ村でやるから私たち関係ないねと。それがまず一番最初の疑問だったんですね。それで、実行委員会に参加させていただいたものですから、その中で私たち、極端に言うと平場の者が何ができるかといったときに、村の婦人会なんだから大蔵村婦人会というネームをつけたものをプレゼントできれば、ああ大蔵村全体で取り組んでくれているんじゃないかなというのを参加者に明示できたらいいねということで、いろいろ考えまして、そのラップ入れということは今制作中です。500枚というので、今100枚ちょっとできていますが、残念ながらコロナウイルスで3月中ちょっと活動ができなくなりましたので、それでも7月までには十分間に合うようにみんな動いております。

それは婦人会に入っている方たちはわかっております。でも、ほかの方たちはどうだろうということで申し上げているんですけれども、中身のほうは私、まず、いいんです。中身はこれから一生懸命皆さん熟知なさって協議なさって、それから教えるのはいいんですけれども、大蔵村の村民が棚田サミットを行う期日、それも9月のころだっけかなとかと言っているようではなくて、9月9日、10日、必ず大蔵村の小学校を主会場として村全体で取り組んでいるんですよということを毎回、よく棚田サミットまであと何日、あと何というふうな感じがありますので、できれば議会だよりに棚田サミットまであと何カ月という形で教えていただければ少しは興味を持つのではないかなとは思っております。

いろいろ決まってきたらば、きっとそういうホームページも、あとはいろいろな広報で周知していると思うんですが、そこで村民の参加ですね。村民の参加をどのように考えているのかなと。いろいろ棚田を実行委員会の中で専門的なところはできないんでしょうけれども、村民が参加できる、まず交通整理、それは地元の人ばかりじゃなくても、村民の中でも来てくださる方がいるかもしれない。それからガイド。そういうふうなところを無償ではなくて、有償ボランティア的なことで考えていただけないかなということで、ちょっと続けて2点になってし

まいりましたけれども、周知の部分と村民の参加の点について、よろしくお願いたします。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 私も早坂議員と同じように、内容はまだ実行委員会、運営委員会の承諾といいたいまいしょうか、内容が決まらないので、自分の思いだけ発信してはということで控えていました。ただ、9月9、10、11日に全国棚田サミットがあるよということを私は機会あるごと、ほとんどの皆様方に周知をしてきたつもりであります。ですけれども、私一人の力というのは微々たるものでありますし、また広報で周知しても、やはり関心があれば見る、関心がなければ見たにしてもそこから記憶に残らないということでもありますので、なかなか盛り上がっていないのが現状だと思います。

その内容については、先ほど私が申し上げたとおり、四ヶ村についてはある程度あるんだよということぐらいはわかっているはずであります。それから肘折もそのとおりであります。ですけれども、一般村民の方、役員になっている方以外はなかなか周知をされていないというのはそのとおりだと思います。

これからであります。いろんな方法があると思いますけれども、私が今ここでいろいろ申し上げなくてもそれはいいと思いますけれども、周知の方法については、議員から御指摘があったように、オリンピックのように日数えというんでしょうか、逆算して何日とか、いろんな方法があるかと思えます。それをまず運営委員会、実行委員会あたりでも議論していただいて、いろんな周知方法を、村だけでなく、皆様方からもしっかりと提案をしていただく、そういった考え方にしていきたいと思っております。

それから、村民の参加であります。ただ、むやみに参加してくださいといっても、なかなか大変なことだと思います。それで、一般村民として何ができるのかと。例えばこの部分だったら、これだったら参加していただきたいということで、そろそろことができるように、その辺の明確化を実行委員会あるいは運営委員会——運営委員会ですね、実行委員会は上部団体と言っておりますので、運営委員会のほうでこまい点についてはしっかりと提案をしていただき、そしてまた御意見をいただき、まとめていきたいと私は考えてございます。そういうことだろうと思えます。

そういうことで、何でも村側からの意向だけでなく、皆様方からの御意見をいただき、そして納得をしていただいた上でそれを進めていく、それが基本になろうかと思えます。そういうことですので、ぜひ早坂議員からも実行委員としていろんな提言をいただければと思っております。

この後でまた別の質問があれば、私からでなくて担当の産業振興課長の越後課長から、この次の質問から答えさせていただきます。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○8番（早坂民奈君） 一般参加の明確化というのはすごくいいことだと思います。それでできる、できないが出てきますので、それで関心を持ってくれたらいいなと思います。できれば、何がしか、広報おおくらに必ず、棚田サミットのこういうことをまず明確化しますから、どなたかありませんか、次の月は何かと、何かかにか載せていただければ皆さん関心をお持ちになるのではないかなと思いますので、その点はいいことだなと思いました。

ほたる火コンサートのときに、いつも四ヶ村の方たちが大変な思いをしているのを私、感じているんです。今回もきっと地元で行うということで、四ヶ村の方たちも頑張っていただけなんだとは思いますが、その方たちも実は本当は棚田をどうしたいか、議会だよりもそうなんです、みんなが参加できる、その分科会に。参加して勉強していただきたいねという思いがあるんです、広報委員の中で。そうなったときに、役を四ヶ村の方たちがそういうふうな役をついたら、地元で、本当に地元の人がこうしたい、ああしたいということを経験する機会がなくなるんじゃないかなと。後から報告したからいいですよではなくて、四ヶ村の人たちも私たちもみんなが勉強できる場、そうなったときに村民が協力できると思ったらおかしいんですけれども、駐車場係とかガイドとか、そういう形でたくさんの村民が協力できるような、そういう職種というんですか、それをちょっとしていただきたいなと思います。

それとガイドの件なんです、ある村外の方から、サミットがあるんだよねと、ガイドはどうなっているというのは、ジオパークに関連している方から言われたんです。自分たちはジオパークで沼の台の勉強をしたものだから、もし、ただ景観的なガイドだけではなくて、ジオパーク的な、ちょっと専門的なガイドも加えられたらいいなという話を聞いたものですから、もしガイドのほうで専門的な方がいらっしゃる、小林さんあたりに聞けばわかると思うので、そういう方たちにもお声がけしていただけたら、もっと深みのある棚田サミットになるのではないかなと思います。やはり普通の棚田とは違って、大蔵村の棚田は本当に広い面積で、多分、国内でこんなに広い棚田はないし、生活している人もないと思いますので、独自性を出した棚田サミットにしていただけたらなとは思いました。なので、そういう面も考えて、専門的なガイドの部分も含めて考えていただきたいなと思います。

何で私が村民の参加ということでこだわったのは、役場職員の方、県の職員の方ということ

で、行政にかかわった人たちが一生懸命頑張っているような、そういう雰囲気を受けたものですから、そうじゃなくて、村長はよく本当に村で頑張ります、村一つでということでお話しなさっていらっしゃると思いますので、ぜひとも村民を何がしかでみんなに参加するような方向で、みんなが、ああ大蔵村の棚田いいなという形にしていただけたらと思います。

特に平場の方たちは、極端に言うとも四ヶ村にも余り行ったこともないし、長沼、男沼、俺行ったことねえと、何十年と生きていても行ったことねえという方も何人かいらっしゃいます。この時期、ぜひともそういうのを村の人たちにも知っていただくいい機会ではないかなと思っております。全国だけではなくて、村人が自分の村を誇りに思わなければ、この村、大したことねえ、山の奥の村だなと思われてしまうんですけれども、生きている、生活している私たちが笑顔で全国の方をお迎えできたならば、ああ、ここにはどんな魅力があるんだろうという再認識をしていただけるんじゃないかなと思いますので、ぜひともみんなで盛り上げるような村民参加の棚田サミットにしていただけたらと思います。

次に、学生参加の件なんですが、早稲田大学の学生さんということでここには明記されております。でも、これもまた地方で言われたんですが、高校生がいるよねと。神室産業の高校生たちとか、いっぱい農業に関心のある方たちがいるのに、そういう方たちにもいい勉強の場にもなるんだから、そういう子たちも何か協力できたらいいのになと。あとは芸工大、山大、いろんな大学がここに入ってきております。そういう今までかかわってきた大学生がお互いの、まず早稲田大学というと全国でどっちかというと都会の大学ですよ。でも地方の大学の学生さんの棚田に対する考え方、また、こういう特殊な研究の科の中の学生さんの考え方、そういう意見交換も含めて、やはりもうちょっと広目の学生の協力依頼。ちょうど夏休みまで、大学の場合まだ夏休み中ですので、今からでもお願いできれば興味のある学生さんが来ていただけるのではないかと思いますので、その辺も早稲田大学に特化しないで、できるだけ多くの大学に声をかけていただけたらと思います。いかがでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 1点目の村民みんなで迎える、村民みんなに対応するということですね。表題にあるとおり、私は大賛成です。ただ、本来の目的といいましょうか、それは私が後段で申し上げたこと、わかりますよね。そちらですよということ。表面的という言い方は悪いんですけれども、対応としては村全体で対応、中身については村民全体の理解をいただきながら、特に地域の皆様方がそれについて自分のところですから関心を持っていただき、自分の地域をよくするための活動ができるような、あるいは田んぼの経営、棚田経営ができるような、そう

いったものを考えていただく、気がついていただく、そのための大会でございます。その趣旨、本趣旨を離れてはならないというふうに私ははっきりと申し上げておきたいと思います。

当然、それについてくる観光とか、そういったものも非常に大事です。でも、一番最初のメインではないということだけ、議員とその辺はちょっと違うのかなと。議員も違わないんでしようけれども、そこを強調しておっしゃるものですから、そういうとられ方になりがちだということもちょっとつけ加えておきたいと思います。

それから、2点目でございます。私が発言した中、その後に越後課長からお話をいただきたいと思います。大学、高校、大学校の話でございます。実はある大学のほうにも話もしているんですけども、活動がそういったものではなくて、地元に対してのワークショップみたいなものをやったということもあって、今回のようなものには余り向かないのではないかなというふうな、大学の先生からお話をいただいたという経過もございます。そういうことで、まず私は逆にこれからも今までもそうですけれども、やっていただいた早稲田でやろうかなと思ったところでした。

そして、これについても大学の先生もずっと来ていらっしゃいますし、そういったことでお願いすることになるかと思えます。その辺は運営委員会、実行委員会で話を詰めていただけたらと思っております。ですから、今の話も早坂議員から婦人会代表として、また議員としても結構ですけども、実行委員会の席でさらに御意見をいただければと。私はこの場でそれに決めるとか、そういうものではないと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

とにかく成功するという言い方にはいろいろな見方があると思うんですけども、一番大事なものは、何回も言いますけれども、そこで生活をしている農家の方々が一番いろんなことに気がついていただき、そして頑張ってみようかという意識が出る、そういったものに持っていければ一番いいのかなと思っております。ただ、わいわいがやがや、イベントにのみ終わるようなことは決してしたくないとは思っております。ですから、完全に棚田サミットだけでその地域の活性化が図れるというものではありませんけれども、それを契機として少しずつ変わる、さらには棚田地域振興法のもとに、地域の耕作放棄地がなくなってくれるような、そういう実績につながっていけばいいのかなと私は思っているところです。

越後課長から補足といいましょうか、先ほどの私の答弁で足りないところを、早坂議員がおっしゃったことについて補足説明をお願いしたいと思います。議長、取り計らいをよろしくお願ひします。

○議長（鈴木君徳君） 越後産業振興課長。

○産業振興課長（越後 享君） まず、第1点目ですけれども、地元の方々の参画ということで、駐車場係とかそういうことでなくて、実質、分科会、大会に参加できると、中身にきちんと参画できるようにということは、私もそれが一番だと思っています。そこに参加せずに駐車場係をお願いするなんていうことは一切考えていません。

それから、大学、高校の協力という意見をお伺いいたしましたが、大学、高校、今回早稲田大学に関しましても平成30年の夏、31年の冬、それから夏、そして今回の令和2年の冬と、4回既に現地に入らせていただいています。ただ、その4回の現地に入っているような調査をするにしても、二十六、七人の学生に我々産業振興課10人がつきっきりで3日間対応しなくちゃなりません。2年間かかってもまだそういう状況です。大学と聞けば非常に聞こえがいいんですけども、実際何ができるかということに関しては、余りこちらのほうとしては即戦力というか、棚田サミットで直接動いていただけるというのはちょっと期待はできないのかなと。

ただ、一つ期待できるのは、ほとんど農家の方ではありません。東北の方でもありません。ほとんど首都圏の方です。その首都圏の方々が四ヶ村の棚田を見てどう思うかと。首都圏から見た棚田の貴重なところを住民の方に伝えていただきたいと。全国にない四ヶ村の棚田のよさを首都圏の方から見た状況を地元の人たちに伝えていただきたい。これだけが私は期待をしているところです。それで地元の方々が動いていただければ、私としては早稲田大学の研究材料として十分に協力できていいのかなと思っていますところでございます。

ましてや高校生なんていうと、とてとても1つのグループを呼んでくる段階で職員が2人も3人もつかないと動けないような状況ですので、それは私は今のところは考えていません。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 早坂民奈君。

○8番（早坂民奈君） 大変さはわかりました。でも、できるだけ村出身の方たちだけでも周知して興味を持っていただくようには教えていただきたいなとは思いますが、それでもほかの大学で関心のあるような方がいたら、拒まずにボランティアなりなんなりで参加させていただけたらなと思います。

ここで29年6月に私は村が一つということで質問しておりました。そのときも感じていたとおり、棚田サミットの今の現実には村が一つにはなっていないのではないかなと。棚田サミットについてですけれども、それがあったので今回質問させていただいたんですが、ぜひともこれは周知の仕方だと思います。それと、村長がおっしゃった仕事の明確化で、村民がどれだけ参加するか。参加して四ヶ村と平場というか、そういうのがフラットになって、みんなが棚田サ

ミットよかったねというような、そういう成功の仕方が一番ではないかなと思っております。

いろいろ質問はあるんですけども、あとは実行委員会のほうでお話をさせていただきますので、いろいろお尋ねして大変実になったものがたくさんありましたので、あとは実行委員会のほうでお話しさせていただきます。

それから、ついでにですが、ラップ入れというのは仮称なんですけれども、これは皆さんがいただいて困らないものでした。荷物にもならないし、これがいいねということをつくっておりますので、もう少し、いっばいつくりましたら皆さんのほうにも差し上げたいと思いますので、そのときはどうぞお使いください。

これで質問を終わります。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） いろいろありがとうございました。1つだけどうしても伝えておかなかちやいけないことがありましたので、私のほうから。

実はこの全国棚田サミット、東北では2例目でございます。平成26年ですかね、上山市で開催してございます。ところが、上山市は棚田百選に選ばれてございません。山形県で選ばれているのは朝日町と山辺町と大蔵村でございます。そういったことで、ただ26年に全国棚田サミットを開催しているという関係上、私のほうから首長同士の中で上山市の市長、それから山辺町の町長、それから朝日町の町長に直接お願いをしまして、何らかのテントなり、協力依頼ということで、その村、町、自治体のもので結構ですので、PRになればということで来ていただくことになろうかと思っております。これは同じ県内で開催する全国的な組織として、そういったお互いに情報交換し、参加し合うというのは自治体上のエチケットでもありまして、それをぜひ実施したいと思っております。そのことをぜひ皆様方に御理解をいただきたいと思っております。

それから、私がちょうど棚田サミットを開催することになったのは、会員になったのが矢口議員からの紹介でもありました。日本でも、先ほど早坂議員からあったとおり、120ヘクタールという広大な棚田面積を持つ、しかも棚田百選に選ばれていて、その棚田協議会に入らないということ自体がちょっとおかしいのではないかと。おかしいという言葉は使いませんでしたけれども、そういうニュアンスのものもあったと私は思っています。そういうことを言われてみますと、当然だなと思っております。社会環境、あるいは自分の置かれている環境、自治体の環境を変えるということは一つの方向ではなくて、いろんなことからそれを自覚し、そして変えていくということが必要かと思っております。そういった中で、いろんな組織に入って、

そして村のこと、そういったことをPRしながら、そして振り返って自分の地域のことを見て、さらに上を目指すということ、そういったことが必要なことだと思ったところであります。

そういったことで、東北は山形県の大蔵村と上山だけなんです。ですから、棚田百選の残りの2つの自治体にもぜひ、上山とですね、自治体もぜひ入るように今進めてございます。東北にも棚田というのはかなりあるわけで、それが入らないというのはちょっとおかしいなと思っていますし、おかしいというよりも、進んで入るような組織に私ども内側から変えていかなければならないなということを、顧問である中島先生とともに話し合っているところでございました。大蔵村は棚田協議会に入る前からそういった形で四ヶ村の方々が率先して参加をし、そして自分たちの地域をよくしようと頑張ってくれました。それに関して、村として若干おくれた感があったんですけれども、参加できて、そして今こうやって全国大会を開催できるというのは非常に名誉なことだと思ってございます。ぜひ大蔵村で開催してくれという棚田協議会の一報を受けて今回開催にこぎつけたということでもあります。当然ここにいらっしゃる四ヶ村の議員の皆様方もその一端として担っていただいておりますので、特にまず村民という前に議員10人の皆様方が意思を一つにして、ぜひこの協議会に、そして棚田サミットに御支援をいただきますようお願いを申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 6番海藤邦夫君。

〔6番 海藤邦夫君 登壇〕

○6番（海藤邦夫君） 私が最後となりますけれども、大変くたびれたと思いますがよろしくお願ひします。

私は、「非正規公務員の今後の待遇は」ということで伺いたいと思います。

同一労働同一賃金といろんなところで言われていますが、なかなか実現しないのが現実のようです。村でも、4月から会計年度任用職員を募集していますが、社会保険などの待遇面でも正職員との賃金の格差は開くばかりであると思っていますところでもあります。非正規ということで、同じ仕事をして賞与もないので、見切りをつけてほかの職業に移った人も多数います。村の職員として長期に勤務してもらったほうが村にとってもプラスになるのではないかと考えられます。

賞与、退職金などの手当も対象になれば、将来に向けて生活設計を立てることができると思います。村では、この非正規職員の待遇はどう考えているか、村長に伺います。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

〔村長 加藤正美君 登壇〕

○村長（加藤正美君） 「非正規公務員の今後の待遇は」という海藤議員の質問にお答えいたします。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行されるに当たり、会計年度任用職員が創設されました。今までと違います点は、任用根拠の明確化、任用の厳格化、給付の整備の3点であります。

1点目の任用根拠の明確化については会計年度任用職員の創設、第2点目の任用の厳格化については特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の要件の厳格化、3点目の給付の整備については会計年度任用職員には給料または報酬、通勤手当として旅費または費用弁償、また一時金として期末手当の支給も可能となっていますし、勤務条件を満たせば共済組合や退職手当組合への加入も義務づけられます。

以上のことについては、さきの12月定例議会において改正条例を御可決いただいたところで、また、本定例議会には、会計年度任用職員のサービスの宣誓及び公務災害補償等の改正条例を御提案しております。

議員御意見の待遇面や賃金格差が開くばかりという認識ですが、そのようなことはなく、給料や休暇等の待遇面はむしろ大幅に改善されたものと思っています。以前までは一時金もなく、ほかの職業に転職した方もいるのも事実ですし、村としては長期に勤めていただいたほうが村にとってプラスになることもまた事実であります。

現在、会計年度任用職員の募集も終了し、採用するための準備をしているところですが、以前よりは募集者が多いようです。しかし、待遇面で改善はしましたが、あくまでも事務補助としての会計年度任用職員ですので、お願いできる仕事、お願いできない仕事がありますので、正職員と同一給料とまでは困難であります。村としては、ぜひ職員採用試験を受験して、正職員として勤務していただくことを望んでいるところであります。

今後とも、正職員、会計年度任用職員を問わず、職員一丸となって村民の福祉向上に邁進してまいりますので、議員皆様方の御協力をお願い申し上げまして、答弁いたします。

○議長（鈴木君徳君） 海藤邦夫君。

○6番（海藤邦夫君） 国でも会計年度任用職員制度に対応するために、経費として約1,700円ぐらい盛り込んで予算を盛り込むという報道がされておりますけれども、村の対応としてもやっぱり待遇を改善するのが、今後やると思いますけれども、その待遇の条件といたしますか、そういう同一労働同一賃金は一般の私から見てもどうなのかなと考えているところでございます。

といいますのも、会計年度任用職員の募集案内ということで、いろんな職種がありますけれども、1番目が月額14万2,900円、2番目が月額15万2,700円、3番目が16万6,800円、4番目が20万2,400円とありますけれども、いろんな資格を持っていることに対しては手当といいますか、なると思えますけれども、1番の月額14万2,900円というのはどういう根拠でもってこの給与を出しているか、示していただきたいと思えます。

○議長（鈴木君徳君） 加藤村長。

○村長（加藤正美君） 各職種について、給料の算出根拠という非常に専門的なことでもありますので、担当課長の滝沢総務課長からお答えをいただきます。議長、取り計らいをお願いします。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 募集要項に載せております給料の月額につきましては、私たちと同じ給料表を使っております。給料の一番若いほうからになっています。ただ、海藤議員おっしゃったとおり、資格等があると当然、高卒ですぐ入った人と短大に2年間いた人、大学に4年間いた人では違いますので、そういうふうに募集要項には影響しているという格好になっております。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 海藤邦夫君。

○6番（海藤邦夫君） いろんな手当、前も昨年までであったと思えますけれども、これからいろんな手当の中で社会保険、雇用保険加入とありますけれども、賞与とか退職金とか、そういう制度もできると新聞などにも載ってございましたけれども、退職金制度も普通の一般職の方にも支給というか、対応になるんですか、お伺いします。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 先ほどの村長の答弁にもありましたとおり、退職手当の組合に入るための勤務条件を満たせば、加入を義務づけられておりますので、当然退職金は支給になると思います。

もう一点、賞与の件については、期末手当が支給になります。これは支給率については、基本的には1.3月、年間で6月と12月に支給になりますので2.6月。この月数については、一般職、私たちと同じ支給率になっています。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 海藤邦夫君。

○6番（海藤邦夫君） この募集要項を見てみますと、1年契約なんですよね。1年契約となると、やっぱり賞与の面に対しても何かそこで4月から採用された場合、6月支給ですから、6月に支給されるボーナスも当然少なくなるんじゃないかなと思うんですけども、12月は当然職員と同じ月数がもらえると思いますけれども、これが毎年このような形になるんですか。それとも継続して、ずっと勤めている場合は職員と同じように6月も12月も同じようにもらえるわけですか。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） これは、名前のおり会計年度に限っての任用職員ですので、例えば3年間保証します、5年間保証しますということはございません。一応募集の段階では1年ごと。ただ、4月1日からのまた再契約はあり得るものかなと。必ずしもありませんよ。あり得ると考えます。

それと、期末手当につきましては、当然私たちも新採で4月に入った人は支給率は違います。0.3、30%しかいただけません、6月のときは。それは会計年度任用職員も同じで、12月からは満額の1.3が支給になるということで理解をお願いしたいと思います。

あと、先ほど1年限りで再契約をした場合については、当然1.3、6月についても1.3、12月についても1.3という計算になります。

追加ですが、給料についても当然昇給ということでなると思います。

○議長（鈴木君徳君） 海藤邦夫君。

○6番（海藤邦夫君） 契約期間というのは1年ごととってやりますけれども、そうなるべくと毎年同じ人を雇うというわけにもいかないかと。随意契約とはできないんですか。農協だったら、ずっと同じ人が同じ仕事でずっと働いているわけです。毎年新しい人が新しい職場でもってしたら、また1年ごとになってくると思うんですよ。だから随意契約といえますか、3年とか5年とか、そういう長い期間でもって契約というのはできないものですか。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） それは予算の関係で、当然、予算というのは1会計年度で終了しなきゃならないということでありますので、次の年の、例えばですよ、事業が終わりました、その人を次の年も必ず雇用しますよという断言はできないわけです。それは予算上でもできないわけです。当然そうなれば債務負担を出さなきゃならないし、ですから、便宜上といたら変ですけども、1年契約ということで再雇用はあり得ますよという表現でやっております。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 海藤邦夫君。

○6番（海藤邦夫君） やっぱりそうすると毎年契約するとなると、何か使われている人の身になってみると、ことしは使われているけど来年はどうなるのかと、先行きが見えないわけですよ、実際のところ。ことしまで使われていたけれども、来年になるとまたどこかへ行かなくちゃならないかなとか、そういうことも考えられるんですけども、その辺はどういうふうに考えていますか。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） その点につきましては、先ほど村長の答弁にもありましたとおり、ぜひ採用試験を受けていただいて、正職員のほうにお願いしたいと。ずっと役場のほうに続けていく意思があるのであれば、当然正職員の試験を受けてお願いしたいということです。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 海藤邦夫君。

○6番（海藤邦夫君） 実際、本当に正職員になりますと、何十人と計画して待遇というか、首には簡単にできないですよ。そうすると、やっぱり入る職員の人数も決まってくるし、なかなか正職員ってなれないのが実際なんですよ。そのために非正規の職員を採用しているわけです。これからも人口減少の中で正職員をこのまままた続けていった場合、本当に大変だと思うんですよ。実際、そういうことを考えますと、正職員はだってある程度の人数は決まっておりますけれども、それ以上はなかなか採用はしないんじゃないかと思っておりますけれども、そのところをお願いします。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 当然、議員おっしゃるとおり定数は決まっています。業務内容そのものが違いますので、会計年度任用職員と正職員そのものの業務内容が違いますので、一概に比較するのはちょっと難しいのかなと思います。ただ、何回も言いますが、本当に村の行政に携わっていきたいというのであれば、ぜひ採用試験を受けてもらうしかないのかなと。ただ、あくまでも会計年度任用職員については、補助的な業務をお願いしているわけで、実際できる仕事とできない仕事があると思うんですよ。例えば具体的に言えば戸籍係にはちょっとその事務はできない、税務の中身、賦課についてはできないということがあると思うので、そこら辺は言葉は悪いですけども、いたし方ないのかなと思います。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 海藤邦夫君。

○6番（海藤邦夫君） 非正規職員の割合というのがちょっと出ていたんですけども、全国的に75%の人が女性だそうです。大蔵村では非正規職員の女性の占める割合は、大蔵村では何%ぐらいになりますか。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） ちょっとパーセンテージまでは把握していませんが、具体的な職種でいえば、運転手、それから学校の教育指導員ぐらいですかね、男性が入っているのは。そのぐらいだと、ちょっと今のところ。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 海藤邦夫君。

○6番（海藤邦夫君） 女性として本当にきちんとした生活ができるのが本来だと思うんですけども、そういう環境が村の非正規職員に対して本当に何か整っていないような気がするんです。非正規職員という立場上でそれは仕方ないのかもしれませんが、やっぱり村に住んでいて雇用環境というのは本当に大事だと思うんですよ。非正規職員だから毎年1年ごとに交代交代と、そういうふうになりますと、大変なシングルマザーの方もいると思いますし、そういう面でこれから1年ごとというのもちょっと何か大変じゃないかなと思うんですけども、御意見をお願いします。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） これは大蔵村に限ったことではありませんので、地方公務員法が改正されたことによって全国一斉に会計年度任用職員という制度が発足しております。ほかの市町村においてもこれと同じように改正をしているはずでございます。何回も言いますが、予算は単年度で終了しなきゃならないという原則がございますので、今の段階で来年も採用しますよ、再来年も採用しますよという断言は不可能です。ただ、先ほども言いましたが、勤務状況が本当にいい方であれば、当然再雇用もあり得るよという表現でこの場はしたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 海藤邦夫君。

○6番（海藤邦夫君） 最後になりますけれども、非正規職員ということで、本当に生活も大変だと思いますけれども、今後とも、毎年かわるようなことでなく、継続してベテランになって経験も仕事も同じですけれども、毎年同じような人を雇う、ベテランになるような人たちを今後も雇用してもらいたいと思ひます。よろしくお願ひします。終わります。

○議長（鈴木君徳君） 以上で一般質問を終わります。

本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は3月4日午前10時より開会いたしますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時30分 散会



令和2年3月4日（水曜日）

第1回大蔵村議会定例会会議録  
（第2日目）

令和2年3月4日（水曜日）

出席議員（10名）

1番	芥藤光雄君	2番	八鍬信一君
3番	佐藤雅之君	4番	矢口智君
5番	加藤忠己君	6番	海藤邦夫君
7番	佐藤勝君	8番	早坂民奈君
9番	長南正一君	10番	鈴木君徳君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村長	加藤正美君
副村長	安彦加一君
教育長	有馬眞裕君
総務課長	滝沢恒彦君
産業振興課長	越後享君
住民税務課長	長南正寿君
健康福祉課長	国分浩一君
地域整備課長	高山和広君
危機管理室長	佐藤利男君
教育次長	矢口真二郎君
会計管理者	鳴海由紀子君
診療所事務長	小野秀司君
代表監査委員	土屋徹君
農業委員会会長	国分明君
地域整備課長補佐	東谷英真君
危機管理室長補佐	佐藤克也君

---

職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長                      早 坂   勇   一   君

---

議事日程 第2号

令和2年3月4日（水曜日） 午前10時00分 開議

- 第 1 議第 1号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について
- 第 2 議第 2号 大蔵村小規模企業振興基本条例の設定について
- 第 3 議第 3号 大蔵村団地造成事業特別会計設置条例を廃止する条例の設定について
- 第 4 議第 4号 大蔵村交通安全指導員の設置に関する条例を廃止する条例の設定について
- 第 5 議第 5号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議第 6号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議第 7号 大蔵村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議第 8号 大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議第 9号 大蔵村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議第10号 大蔵村特定教育・保育施設利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議第36号 大蔵村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議第11号 大蔵村子育て支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議第12号 第4次大蔵村総合計画の策定について
- 第14 議第13号 村道路線の認定及び廃止について
- 第15 議第14号 財産の無償貸付について

- 第16 議第15号 固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めるについて
- 第17 議第16号 固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めるについて
- 第18 議第17号 情報公開審査会委員の選任に同意を求めるについて
- 第19 議第18号 情報公開審査会委員の選任に同意を求めるについて
- 第20 議第19号 情報公開審査会委員の選任に同意を求めるについて
- 第21 議第20号 令和元年度大蔵村一般会計補正予算（第5号）
- 第22 議第21号 令和元年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第23 議第22号 令和元年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第24 議第23号 令和元年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 第25 議第24号 令和元年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第4号）
- 第26 議第25号 令和元年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 第27 議第26号 令和元年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）
- 第28 議第27号 令和元年度大蔵村団地造成事業特別会計補正予算（第2号）
- 第29 議第28号 令和2年度大蔵村一般会計予算
- 第30 議第29号 令和2年度大蔵村国民健康保険特別会計予算
- 第31 議第30号 令和2年度大蔵村簡易水道事業特別会計予算
- 第32 議第31号 令和2年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 第33 議第32号 令和2年度大蔵村へき地診療所特別会計予算
- 第34 議第33号 令和2年度大蔵村介護保険特別会計予算
- 第35 議第34号 令和2年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計予算
- 第36 議第35号 令和2年度大蔵村後期高齢者医療特別会計予算

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開議

○議長（鈴木君徳君） 昨日は一般質問、まことに御苦労さまでございました。

ただいまの出席議員数は10人です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

日程第1 議第1号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第1、議第1号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 皆様、改めましておはようございます。

きのうの本会議、一般質問、御苦労さまでした。本日も本会議の審議、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、提案理由を申し上げます。

議第1号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について。

この議案は、地方公務員法の欠格事項改正に伴い、関係条例について所要の整備を行うため、条例を設定するものであります。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長より議案の詳細説明を求めます。滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 議第1号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。

本文の朗読を省略して、主要部分を説明させていただきます。

5つの条例を改正するものでございます。大蔵村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正。2つ目として、大蔵村一般職の職員の給与に関する条例の一部改正。3つ目として、大蔵村一般職の職員等の旅費に関する条例の一部改正。4つ目として、大蔵村技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正。次のページの大蔵村消防団条例の一部改正。この5つの条例でございます。

地方公務員の欠格条項の改正によりまして、成年被後見人等が欠格理由から除外するものでございます。

本文に戻ります。2ページをごらんください。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

令和2年3月3日提出。

大蔵村長、加藤正美。

以上、御審議の上、御可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第2 議第2号 大蔵村小規模企業振興基本条例の設定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第2、議第2号大蔵村小規模企業振興基本条例の設定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第2号大蔵村小規模企業振興基本条例の設定について。

この議案は、小規模企業の活性化を図り、また本村経済の持続的な発展及び村民生活の向上を図るため、条例を設定するものです。

詳しい内容につきましては、産業振興課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 越後産業振興課長より議案の詳細説明を求めます。越後産業振興課長。

○産業振興課長（越後 享君） 議第2号大蔵村小規模企業振興基本条例の設定について。

大蔵村小規模企業振興基本条例を次のように制定する。

大蔵村小規模企業振興基本条例。

本文を省略し、主要部分について御説明を申し上げます。

この条例は、令和元年11月21日付、小規模企業振興基本条例の制定を求める請願がもがみ南部商工会より提出され、産業建設常任委員会の審査を経て、議会より本条例の制定を求める意見書が提出されているものでございます。

本条例は、小規模企業の活性化を図り、本村経済の持続的な発展及び村民生活の向上を図るため、小規模企業の振興に関し、基本理念を定め、小規模企業者、村及び商工会の責務を明らかにするとともに、基本的な施策を定めたものです。

第3条に基本的理念を、第4条には目的達成のための基本的施策を、第5条には第3条で定める基本理念に基づく村の責務を、第6条、第7条には小規模企業者、商工会それぞれが取り組む役割を定めたものです。

本文に戻ります。

附則。この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月3日提出。

大蔵村長、加藤正美。

以上、御審議の上、御可決くださるようお願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第3 議第3号 大蔵村団地造成事業特別会計設置条例を廃止する条例の設定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第3、議第3号大蔵村団地造成事業特別会計設置条例を廃止する条

例の設定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第3号大蔵村団地造成事業特別会計設置条例を廃止する条例の設定について。

この議案は、団地造成事業により完成した分譲地が完売し、今後、歳入歳出とも発生しないことから、団地造成事業特別会計を今年度をもって廃止するため、条例を設定するものです。

詳しい内容につきましては、地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） 議第3号大蔵村団地造成事業特別会計設置条例を廃止する条例の設定について。

大蔵村団地造成事業特別会計設置条例を廃止する条例を次のように制定する。

大蔵村団地造成事業特別会計設置条例を廃止する条例。

大蔵村団地造成事業特別会計設置条例（平成29年条例第3号）は、廃止する。

附則。施行期日。

1、この条例は、令和2年3月31日（以下「施行日」という。）から施行する。

経過措置。

2、施行日前に行った当該特別会計に属する調定または支出負担行為に係る歳入歳出のうち、施行日の前日においてなお未収入または未支出のものについては、その出納の整理に関し、なお従前の例による。

3、前項の規定による出納の整理後、当該特別会計に属する権利及び義務は、一般会計が承継するものとする。

令和2年3月3日提出。

大蔵村長、加藤正美。

以上、御審議の上、御可決くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第4 議第4号 大蔵村交通安全指導員の設置に関する条例を廃止する条例の設定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第4、議第4号大蔵村交通安全指導員の設置に関する条例を廃止する条例の設定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第4号大蔵村交通安全指導員の設置に関する条例を廃止する条例の設定について。

この議案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、交通指導員が非常勤特別職から除外になるため、その設置条例を廃止する条例を設定するものです。

詳しい内容につきましては、危機管理室長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 佐藤危機管理室長より議案の詳細説明を求めます。佐藤危機管理室長。

○危機管理室長（佐藤利男君） 議第4号大蔵村交通安全指導員の設置に関する条例を廃止する条例の設定について。

大蔵村交通安全指導員の設置に関する条例を廃止する条例を次のように制定する。

大蔵村交通安全指導員の設置に関する条例を廃止する条例。

大蔵村交通安全指導員の設置に関する条例（昭和43年条例第9号）は、廃止する。

附則。この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月3日提出。

大蔵村長、加藤正美。

以上、御審議の上、御可決くださるようお願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議第5号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第5、議第5号職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第5号職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員のサービスの宣誓について定める必要があるため、条例の一部を改正するものです。

詳しい内容につきましては総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長より議案の詳細説明を求めます。滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 議第5号職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例。

職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

附則。この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月3日提出。

大蔵村長、加藤正美。

以上、御審議の上、御可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議第6号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例  
の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第6、議第6号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第6号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員に係る規定について整備するため、条例の一部を改正するものです。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長より議案の詳細説明を求めます。滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 議第6号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1号を加える。

（5）給料を支給される職員、法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が村長と協議して定める額。

附則。施行期日。

1、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

経過措置。

2、この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

第5条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害または通勤による災害に係る補償について適用する。

令和2年3月3日提出。

大蔵村長、加藤正美。

以上、御審議の上、御可決くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議第7号 大蔵村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第7、議第7号大蔵村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第7号大蔵村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、国会議員の選挙時の執行経費の基準に関する法律の一部改正に準じ、投票管理者等の報酬の額を改定するため、条例の一部を改正するものです。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長より議案の詳細説明を求めます。滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 議第7号大蔵村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

大蔵村特別職の職員の給与に関する条例（昭和47年条例第6号）の一部を次のように改正す

る。

別表第3投票管理者の項中「12,600円」を「12,800円」に改め、同表投票立会人の項中「10,700円」を「10,900円」に改め、同表開票管理者及び選挙長の項中「10,600円」を「10,800円」に改め、同表開票立会人及び選挙立会人の項中「8,800円」を「8,900円」に改め、同表期日前投票所の投票管理者の項中「11,100円」を「11,300円」に改め、同表期日前投票所の投票立会人の項中「9,500円」を「9,600円」に改める。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

令和2年3月3日提出。

大蔵村長、加藤正美。

以上、御審議の上、御可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 議第8号 大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第8、議第8号大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第8号大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、地方税法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

詳しい内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 長南住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。長南住民税務課長。

○住民税務課長（長南正寿君） 議第8号大蔵村税条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村税条例の一部を改正する条例。

大蔵村税条例（昭和47年条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正理由につきましては、地方税法の一部改正に伴い、大蔵村税条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、法人村民税の申告納付に関する規定の整備についてですが、過日、議会全員協議会で新旧対照を用いて御説明させていただきましたので、内容につきましては割愛させていただきますと存じます。

それでは、改正本文の2ページをお願いいたします。

附則。施行期日。

第1条、この条例は、公布の日から施行する。

村民税に関する経過措置。

第2条、別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の大蔵村税条例（以下「新条例」という。）の規定中、法人の村民税に関する部分は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の村民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の村民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の村民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の村民税については、なお従前の例による。

令和2年3月3日提出。

大蔵村長、加藤正美。

以上、御審議の上、御可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議第9号 大蔵村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第9、議第9号大蔵村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

- 村長（加藤正美君） 議第9号大蔵村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が改正されたため、条例の一部を改正するものです。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

- 議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長より議案の詳細説明を求めます。滝沢総務課長。

- 総務課長（滝沢恒彦君） 議第9号大蔵村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

大蔵村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第11号）の一部を次のように改正する。

それでは、新旧対照表の資料をごらんになっていただきたいと思います。詳細につきましては、過日開催されました全員協議会の中で御説明を申し上げておりますので、主要部分のみの御説明とさせていただきます。

まず、1ページですが、条例の題名を変更しております。並びに、特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を追加しております。

次のページをごらんください。第2条部分、支給認定、支給認定保護者、支給認定子どもの欄の文言を、支給認定を教育・保育給付認定、以下、保護者、子ども等も同様に改正しております。

そのほか、政令の改正による条項の改正、それから文言の追加等がございます。

大きく変わったところは、34ページをごらんになっていただきたいと思います。

第2章、大蔵村特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を追加しております。この特定子ども・子育て支援施設等は主に認定こども園等を指すものでございます。

それでは、本文に戻らせていただきます。最後のページをお開きください。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

令和2年3月3日提出。

大蔵村長、加藤正美。

以上、御審議の上、御可決くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議第10号 大蔵村特定教育・保育施設利用者負担に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第10、議第10号大蔵村特定教育・保育施設利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第10号大蔵村特定教育・保育施設利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が改正されたため、条例の一部を改正するものです。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長より議案の詳細説明を求めます。滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 議第10号大蔵村特定教育・保育施設利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村特定教育・保育施設利用者負担に関する条例（平成27年条例第3号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村特定教育・保育施設利用者負担に関する条例の一部を改正する条例。

第1条及び第3条第1号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第4条及び第6条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

令和2年3月3日提出。

大蔵村長、加藤正美。

以上、御審議の上、御可決くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議第36号 大蔵村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第11、議第36号大蔵村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第36号大蔵村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、家庭的保育事業等の運営に関する基準が改正されたため、条例の一部を改正するものです。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長より議案の詳細説明を求めます。滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 議第36号大蔵村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第24号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

この条例につきましても、全員協議会で御説明を申し上げておりますので、概要のみの説明とさせていただきます。

家庭的保育事業等は、家庭的保育者の自宅や安全に配慮された保育室等で行われ、満3歳未満の子供を対象とした小規模の保育を言います。

改正の概要につきましては、主に調理、給食を提供する場合について、より明確化する改正となっております。

それでは、本文に戻ります。最後のページをお開きください。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

令和2年3月3日提出。

大蔵村長、加藤正美。

以上、御審議の上、御可決くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議第11号 大蔵村子育て支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（鈴木君徳君） 日程第12、議第11号大蔵村子育て支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第11号大蔵村子育て支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

この議案は、子育て支援住宅の月額使用料の徴収額について明確化を図るため、条例の一部を改正するものです。

詳しい内容につきましては、地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議ください

ますようお願いを申し上げます。

- 議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。高山地域整備課長。
- 地域整備課長（高山和広君） 議第11号大蔵村子育て支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

大蔵村子育て支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村子育て支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

大蔵村子育て支援住宅の設置及び管理に関する条例（平成23年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第11条に次の1項を加える。

2、前項第2号及び第3号において、小学校または特別支援学校の小学部までの者の数に増減があった場合、増減した日の前日の属する月までは従前の数による使用料とする。ただし、小学校または特別支援学校の小学部までの者の数が0人となった場合は、その日の前日の属する月の翌月から前項第1号に定める月額を使用料とする。

附則。この条例は、公布の日から施行する。

令和2年3月3日提出。

大蔵村長、加藤正美。

以上、御審議の上、御可決くださいますよう、お願い申し上げます。

- 議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第13 議第12号 第4次大蔵村総合計画の策定について

- 議長（鈴木君徳君） 日程第13、議第12号第4次大蔵村総合計画の策定についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第12号第4次大蔵村総合計画の策定について。

この議案は、大蔵村総合計画審議会より答申を受け、令和2年度から令和11年度までの10年間を計画期間とする第4次大蔵村総合計画を策定するに当たり、大蔵村議会の議決すべき事件を定める条例第1項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長より議案の詳細説明を求めます。滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 議第12号第4次大蔵村総合計画の策定について。

第4次大蔵村総合計画を策定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定による大蔵村議会の議決すべき事件を定める条例（平成26年条例第1号）第1項の規定により、議会の議決を求める。

内容につきましては、過日開催された議員全員協議会の中で御説明、また昨日の村長の施政方針でも触れさせていただきましたので、詳細につきましては割愛させていただきます。

この第4次大蔵村総合計画は、令和2年度から向こう10年間、大蔵村の行政運営を行う上での指針となる最上位計画となっております。大蔵村が目指す将来像「おかえり、なりわい灯す、きよなる里」とし、施策の柱を「みらい」「まち」「なりわい」「ひと」「くらし」の5項目として、おのおの4つのプロジェクトを設定し、施策に取り組んでまいります。

住民と行政が一体となって持続可能な村づくり、安心・安全な生活空間、魅力ある産業、人づくり、地域づくりを目指すことを明記しております。

それでは、本文に戻ります。

令和2年3月3日提出。

大蔵村長、加藤正美。

以上、御審議の上、御可決くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。3番佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） この点について、2月14日までパブリックコメントを村として集めていたと思うんですが、何件ぐらい寄せられていましたでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 1件でございます。その内容をうちのほうで御意見に対してその意見をパブリックコメントのホームページに上げております。

以上です。（「わかりました」の声あり）

○議長（鈴木君徳君） 質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14 議第13号 村道路線の認定及び廃止について

○議長（鈴木君徳君） 日程第14、議第13号村道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第13号村道路線の認定及び廃止について。

この議案は、村道合海大坪線の道路改良及び国道458号白須賀地内の道路改良に接続する村道の起点等が変更されたため、認定及び廃止をするものです。

詳しい内容につきましては、地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） 議第13号村道路線の認定及び廃止について。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定により、別紙のとおり村道の路線を認定及び廃止する。

令和2年3月3日提出。

大蔵村長、加藤正美。

次のページをごらんください。認定する路線と廃止する路線を掲載しております。

大蔵学校線、二の台合海線につきましては、村道合海大坪線の道路改良工事によりまして、終点が変更になったことに伴い、認定、廃止するものでございます。

次の白須賀比良線から白須賀4号線までの3路線につきましては、国道458号の白須賀地区におけますバイパス整備によって接続する村道の認定及び廃止についてでございます。

以上、御審議の上、御可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第15 議第14号 財産の無償貸付について

○議長（鈴木君徳君） 日程第15、議第14号財産の無償貸付についてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第14号財産の無償貸付について。

この議案は、村有地を藤田沢地区に無償で貸し付けるため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決をお願いするものです。

詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長より議案の詳細説明を求めます。滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 議第14号財産の無償貸付について。

次により財産を無償貸し付けたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。

記。

1、財産の所在及び表示。財産、土地、数量1,953平米。所在地、大蔵村大字清水2107番地  
2。

2、貸し付けの目的。藤田沢地区公民館の用地に供するため。

3、貸し付けの相手方。藤田沢地区代表。大蔵村大字清水2085番地。鈴木貫太郎。

令和2年3月3日提出。

大蔵村長、加藤正美。

以上、御審議の上、御可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第16 議第15号 固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めるについて

○議長（鈴木君徳君） 日程第16、議第15号固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めるについてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第15号固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めるについて。

この議案は、固定資産評価審査委員会委員の国分 亨氏が令和2年3月31日をもって任期満了となるため、引き続き大蔵村大字清水406番地、国分 亨氏を同委員に選任したいので、地方税法の規定により、議会の御同意をお願いするものでございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長より議案の詳細説明を求めます。滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 議第15号固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めるについて。

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

住所、大蔵村大字清水406番地。氏名、国分 亨。性別、男。生年月日、昭和36年5月31日。  
令和2年3月3日提出。

大蔵村長、加藤正美。

以上、御審議の上、御同意をお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

---

日程第17 議第16号 固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めるについて

○議長（鈴木君徳君） 日程第17、議第16号固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めるについてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第16号固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めるについて。

この議案は、固定資産評価審査委員会委員の中島信一氏が令和2年3月31日をもって任期満了となるため、引き続き大蔵村大字南山1560番地5、中島信一氏を同委員に選任したいので、地方税法の規定により、議会の御同意をお願いするものでございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長より議案の詳細説明を求めます。滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 議第16号固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めるについて。

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

住所、大蔵村大字南山1560番地5。氏名、中島信一。性別、男。生年月日、昭和29年11月18日。

令和2年3月3日提出。

大蔵村長、加藤正美。

以上、御審議の上、御同意をお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

ここで休憩いたします。

再開は11時10分といたします。

午前11時00分 休憩

---

午前11時10分 再開

○議長（鈴木君徳君） 休憩を解き、引き続き会議を開きます。

---

日程第18 議第17号 情報公開審査会委員の選任に同意を求めるについて

○議長（鈴木君徳君） 日程第18、議第17号情報公開審査会委員の選任に同意を求めるについてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第17号情報公開審査会委員の選任に同意を求めるについて。

この議案は、大蔵村情報公開審査会委員の須藤英光氏が令和2年3月31日をもって任期満了となるため、大蔵村大字南山1674番地、須藤 薫氏を同委員に選任したいので、大蔵村情報公開条例第12条第3項の規定により、議会の御同意をお願いするものです。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長より議案の詳細説明を求めます。滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 議第17号情報公開審査会委員の選任に同意を求めるについて。

次の者を情報公開審査会委員に選任したいので、大蔵村情報公開条例（平成11年条例第16号）第12条第3項の規定により、議会の同意を求める。

住所、大蔵村大字南山1674番地。氏名、須藤 薫。性別、男。生年月日、昭和31年4月5日。令和2年3月3日提出。

大蔵村長、加藤正美。

以上、御審議の上、御同意くださるようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

---

日程第19 議第18号 情報公開審査会委員の選任に同意を求めるについて

○議長（鈴木君徳君） 日程第19、議第18号情報公開審査会委員の選任に同意を求めるについてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第18号情報公開審査会委員の選任に同意を求めるについて。

この議案は、大蔵村情報公開審査会委員の山下佳子氏が令和2年3月31日をもって任期満了となるため、引き続き大蔵村大字赤松714番地20、山下佳子氏を同委員に選任したいので、大蔵村情報公開条例第12条第3項の規定により、議会の御同意をお願いするものであります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長より議案の詳細説明を求めます。滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 議第18号情報公開審査会委員の選任に同意を求めるについて。

次の者を情報公開審査会委員に選任したいので、大蔵村情報公開条例第12条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

住所、大蔵村大字赤松714番地20。氏名、山下佳子。性別、女。生年月日、昭和37年9月6日。

令和2年3月3日提出。

大蔵村長、加藤正美。

以上、御審議の上、御同意をお願いするものでございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

---

日程第20 議第19号 情報公開審査会委員の選任に同意を求めるについて

○議長（鈴木君徳君） 日程第20、議第19号情報公開審査会委員の選任に同意を求めるについてを議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第19号情報公開審査会委員の選任に同意を求めるについて。

この議案は、大蔵村情報公開審査会委員の松田与市氏が令和2年3月31日をもって任期満了となるため、引き続き大蔵村大字合海61番地、松田与市氏を同委員に選任したいので、大蔵村情報公開条例第12条第3項の規定により、議会の御同意をお願いするものであります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長より議案の詳細説明を求めます。滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 議第19号情報公開審査会委員の選任に同意を求めるについて。

次の者を情報公開審査会委員に選任したいので、大蔵村情報公開条例第12条第3項の規定により、議会の同意を求める。

住所、大蔵村大字合海61番地。氏名、松田与市。性別、男。生年月日、昭和37年9月23日。

令和2年3月3日提出。

大蔵村長、加藤正美。

以上、御審議の上、御同意くださるよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

---

日程第21 議第20号 令和元年度大蔵村一般会計補正予算（第5号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第21、議第20号令和元年度大蔵村一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第20号令和元年度大蔵村一般会計補正予算（第5号）。

この議案は、一般会計歳入歳出予算の総額に4,050万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ39億9,910万円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては第1表歳入歳出予算補正に、繰越明許費につきましては第2表繰越明許費に、債務負担行為につきましては第3表債務負担行為補正に、地方債につきま

しては第4表地方債補正に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては各担当課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 各担当課長より議案の詳細説明を求めます。滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） [以下、各担当課長より議案の詳細説明]

それでは、補正予算書の2ページをお開きください。

議第20号令和元年度大蔵村一般会計補正予算（第5号）。

令和元年度大蔵村の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,050万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億9,910万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費。

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

債務負担行為の補正。

第3条 債務負担行為の変更は、第3表債務負担行為補正による。

地方債の補正。

第4条 地方債の変更は、第4表地方債補正による。

令和2年3月3日提出。

大蔵村長、加藤正美。

それでは、予算書の6ページをお開きください。

第2表繰越明許費。

6款農林水産業費1項農業費、事業名、棚田地域振興緊急対策事業712万円、中山間地域所得向上支援事業2,200万円。

7款商工費1項商工費、事業名、棚田地域振興緊急対策事業151万円。

8款土木費2項道路橋りょう費、事業名、村道里道線道路改良事業3,590万円、村道合海大坪線道路改良事業2,900万円、村道柳渕豊牧線雪崩防止柵設置事業5,170万円。

11款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費、事業名、公共土木施設災害復旧事業6,860万円。

合計で2億1,583万円でございます。

次のページ、第3表債務負担行為。

肘折いでゆ館等指定管理委託事業、期間は令和元年度から令和2年度まで、補正前の限度額が5,200万円、補正後の限度額は5,252万円であります。

次に、湯ノ台スキー場指定管理委託事業、期間が令和元年度から令和2年度まで、補正前の限度額が700万円、補正後の限度額が707万円でございます。

次のページをお開きください。

第4表地方債補正。変更でございます。

起債の目的、公共事業等債、補正前が360万円、補正後が1,110万円。

災害復旧事業債、補正前が4,670万円、補正後が4,200万円。

辺地対策事業債、補正前が1億850万円、補正後が9,880万円。

過疎対策事業債、補正前が1億7,250万円、補正後が1億7,550万円。

緊急防災・減災事業債、補正前が890万円、補正後が100万円。

合計、補正前が3億9,980万円、補正後が3億8,800万円となっております。

起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

それでは、12ページをお開きください。

## 2、歳入。

1款村税2項1目固定資産税590万円。4項1目村たばこ税191万7,000円の減。5項1目入湯税54万8,000円の減。

10款1項1目地方交付税9万9,000円。

12款分担金及び負担金2項負担金2目民生費負担金56万9,000円。3目教育費負担金1万5,000円の減。

13款使用料及び手数料2項手数料2目衛生手数料54万6,000円の減。

14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金403万1,000円の減。2目災害復旧費国庫負担金3,473万5,000円。

次のページをお願いいたします。2項国庫補助金2目民生費国庫補助金352万3,000円の減。

4目土木費国庫補助金470万7,000円の減。5目教育費国庫補助金6万円の減。

15款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金281万7,000円の減。2項県補助金2目民生費県補助金45万円の減。3目衛生費県補助金94万円の減。4目農林水産業費県補助金703万4,000円。5目土木費県補助金50万円の減。3項委託金1目総務費委託金343万6,000円の減。

16款財産収入 2項財産売払収入 5目有価証券売払収入39万円。

17款 1項寄附金 1目一般寄附金4,000万円。

次のページをお願いいたします。18款繰入金 1項基金繰入金 1目財政調整基金繰入金4,200万円の減。2目ふるさと活性化事業基金繰入金1,200万円の減。3目ふるさと大蔵村応援基金繰入金4,000万円。

20款諸収入 4項 5目雑入106万6,000円。

21款 1項村債 1目総務債80万円の減。3目衛生債90万円。4目農林水産業債1,090万円。5目商工債460万円。6目土木債1,400万円の減。7目消防債640万円の減。8目教育債230万円の減。9目災害復旧債470万円の減。

次のページをお願いいたします。

### 3、歳出。

1款 1項 1目議会費 7万7,000円。

2款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費 5万5,000円。3目財政管理費4,000万円。5目財産管理費4,418万5,000円。6目企画費1,121万2,000円。8目地域振興費1,444万1,000円の減。

次のページをお願いいたします。9目情報システム費66万9,000円。10目村営バス事業費82万4,000円の減。4項選挙費 3目県議会議員選挙費343万5,000円の減。次のページをお願いいたします。4目村長村議会議員選挙費157万3,000円の減。

3款民生費 1項社会福祉費 1目社会福祉総務費201万円の減。3目老人福祉費658万4,000円の減。4目障害福祉費846万8,000円の減。次のページをお願いいたします。5目国民健康保険費175万円の減。7目後期高齢者医療費324万1,000円。2項児童福祉費 1目児童福祉総務費10万9,000円。2目児童福祉施設費9,000円。

4款衛生費 1項保健衛生費 1目保健衛生総務費27万7,000円の減。2目成人老人保健事業費253万3,000円の減。3目母子保健事業費180万円の減。次のページをお願いいたします。4目予防費 3万2,000円。5目健康づくり推進費62万円の減。6目環境衛生費176万9,000円の減。7目浄化槽費16万7,000円の減。2項清掃費 1目清掃総務費204万7,000円の減。3項 1目簡易水道費979万4,000円の減。

次のページをお願いいたします。

5款労働費 1項労働諸費 1目労働費20万円。

6款農林水産業費 1項農業費 3目農業振興費343万5,000円の減。5目畜産費62万円の減。6目農地費2,045万8,000円。次のページをお願いいたします。2項林業費 1目林業総務費50万円

の減。2目林道整備費300万円の減。

7款1項商工費3目観光費79万8,000円。2項1目地域活性化促進費76万1,000円の減。

次のページをお願いいたします。8款土木費1項土木管理費1目土木総務費199万1,000円の減。2項道路橋りょう費1目道路橋りょう総務費9万円の減。2目道路維持費939万9,000円の減。3目道路新設改良費は財源内訳の変更でございます。4目橋りょう維持費1,602万1,000円の減。3項河川費1目河川総務費4万1,000円の減。次のページをお願いいたします。5項下水道費1目特定環境保全公共下水道費266万3,000円の減。

9款1項消防費1目非常備消防費17万円。2目消防施設費630万8,000円の減。4目危機管理費90万円。

10款教育費1項教育総務費2目事務局費81万8,000円の減。次のページをお開きください。3目スクールバス運行管理費144万9,000円の減。2項小学校費1目学校管理費10万円。2目学校教育費107万6,000円。3項中学校費1目学校管理費7万8,000円の減。5目学校給食費28万4,000円。次のページをお開きください。4項社会教育費2目公民館費63万6,000円の減。3目生涯学習センター管理費1万2,000円。4目生涯教育推進費28万円の減。6目文化財保護費3万円の減。5項保健体育費1目保健体育総務費16万5,000円の減。3目運動公園管理費50万円の減。

11款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費1目耕地災害復旧費480万円の減。次のページをお願いいたします。2項1目公共土木施設災害復旧費2,859万円。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。7番佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） 29ページ、19節、中山間地域所得向上支援事業費補助金、これはどんな事業なんですか。

それと、その補助金で1,070万円来ているんですけども、ここで支出650万円というこの差は何ですか。

○議長（鈴木君徳君） 越後産業振興課長。

○産業振興課長（越後 享君） 最初に、29ページ、中山間地域所得向上支援事業費補助金につきましては、これは繰り越しの事業になります。JAもがみ中央農協の事業主体で実施しますミニトマトの選果機の改修でございます。それから、15ページの中山間地域所得向上支援事業費補助金の1,070万円につきましては、今申しあげましたミニトマトの補助金の650万円と、それから土地改良事業、白須賀です、県営の土地改良事業、白須賀地区の計画作成にか

かわる420万円、これの合計で1,070万円です。繰り越しです。

○議長（鈴木君徳君） 3番佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 23ページのプレミアム付商品券事業なんですけど、これは福祉対策として今回行われたと思うんですけども、例年に比べて、前もやっていたと思うんですけど、今回後半大蔵村ではなかなか売れ残りがあつたとかということだったんですけど、使い勝手等々も含めて、もちろん村内で使うということで地域の活性化ともなるんでしょうけれども、この点で、今回はどういう状況だったのか、聞きたいと思います。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 今の御質問ですが、申請の締め切りは先月末で終了しています。実績なんですけど、対象者が576、住民税非課税者なんですけど、576名のうち、申請者は98名になっています。比率からいうと17%。担当課に聞いたところ、非常にこれはやっぱり低い数字だということで、じゃあ原因は何でしょうかということでもちょっと話を聞いたんですけど、今言ったとおり、当然、非課税者は高齢の方が多いというので、なかなか使う機会がなかったのではないかと。村の中で使う機会がなかったのではないかとというのが1点。それから、自分のお金でまず買わなきゃならないものですから、その分もちょっと影響したのではないかとということです。申請を受けたのは98名。そのほかに子育て世帯については、これは申請は要らないものから直接送付をしておりますが、なかなか使う人も100%ではないということです。一応3月20日まで使用期間がありますので、今後とも広報等を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 3番佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 今の点で、スキームをつくるのもなかなか大変で、いろんな縛りがあつて、村としては難しい部分もあるかと思うんですけど、こういった小規模自治体、また低所得世帯の対策の割にはなかなか最初のお金が必要だということもあつて、使い勝手がいいような形で、国のほうにも実態を、こういう原因でこういう結果になったことも含めてぜひ伝えてもらいたいと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 当然、購入者の比率、それから購入したけれども使わない人の換金率といいますか、それも国のほうに報告していますので、今後同様の制度が出た場合にそういうことを参考にして、なお有意義な事業にさせていただきよう要望していきたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第 2 2 議第 2 1 号 令和元年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第22、議第21号令和元年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第21号令和元年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

この議案は、国民健康保険特別会計歳入歳出予算の総額に556万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,836万6,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 長南住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。長南住民税務課長。

○住民税務課長（長南正寿君） 補正予算書の44ページをお願いいたします。

議第21号令和元年度大蔵村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

令和元年度大蔵村の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ556万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,836万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和2年3月3日提出。

大蔵村長、加藤正美。

50ページをお願いいたします。

2、歳入。

1 款 1 項国民健康保険税 1 目一般被保険者国民健康保険税105万4,000円。

4 款 県支出金 1 項 県補助金 1 目 保険給付費等交付金450万円。

6 款 繰入金 1 項 他会計繰入金 1 目 一般会計繰入金175万円の減。

7 款 1 項 1 目 繰越金111万6,000円。

8 款 諸収入 3 項 7 目 雑入64万6,000円。

次のページをお願いいたします。

3、歳出。

2 款 保険給付費 2 項 高額療養費 1 目 一般被保険者高額療養費450万円。

3 款 国民健康保険事業費納付金 1 項 医療給付費分 1 目 一般被保険者医療給付費分、こちらは財源内訳の変更です。2 項 後期高齢者支援金等分 1 目 一般被保険者後期高齢者支援金等分、こちらにつきましても財源内訳の変更です。3 項 1 目 介護納付金分、こちらについても財源内訳の変更でございます。

次のページをお願いいたします。9 款 諸支出金 1 項 償還金及び還付加算金 5 目 保険給付費等交付金償還金106万6,000円。

以上、御審議の上、御可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第 2 3 議第 2 2 号 令和元年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第23、議第22号令和元年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より、提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第22号令和元年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）。

この議案は、簡易水道事業特別会計歳入歳出予算の総額から1,532万4,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,213万2,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては第1表歳入歳出予算補正に、地方債につきましては第2表地方債補正に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） それでは、補正予算書の58ページをお願いいたします。

議第22号令和元年度大蔵村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）。

令和元年度大蔵村の簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,532万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,213万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。

第2条 地方債の変更は、第2表地方債補正による。

令和2年3月3日提出。

大蔵村長、加藤正美。

61ページをお願いいたします。

第2表地方債補正。変更でございます。

起債の目的、簡易水道事業債、補正前の限度額が6,960万円、補正後の限度額が6,280万円。過疎対策事業債、補正前が6,960万円、補正後が6,270万円。合計、補正前が1億3,920万円、補正後が1億2,550万円となります。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更ございません。

66ページをお願いいたします。

2、歳入。

1 款使用料及び手数料 1 項 1 目水道使用料11万円。

3 款 1 項 1 目繰入金979万4,000円の減。

5 款諸収入 1 項雑入 2 目事業補償費収入800万円。

6 款 1 項 1 目水道債1,370万円の減。

7 款分担金及び負担金 1 項分担金 1 目水道事業費分担金 6 万円。

次のページをお願いいたします。

3、歳出。

1 款 1 項水道事業経営総務費 1 目水道管理費269万8,000円の減。

2 項水道布設費 1 目簡易水道布設費1,262万6,000円の減。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第 2 4 議第 2 3 号 令和元年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第24、議第23号令和元年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第23号令和元年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）。

この議案は、特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出予算の総額から207万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,446万1,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） 補正予算書の72ページをごらんください。

議第23号令和元年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）。

令和元年度大蔵村の特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ207万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,446万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和2年3月3日提出。

大蔵村長、加藤正美。

78ページをお願いいたします。

2、歳入。

1 款分担金及び負担金 1 項分担金 1 目下水道事業費分担金22万7,000円。

2 款使用料及び手数料 1 項 1 目下水道使用料25万6,000円。

3 款 1 項 1 目繰入金255万8,000円の減。

次のページをお願いいたします。

3、歳出。

1 款 1 項公共下水道事業経営総務費 1 目下水道管理費207万5,000円の減。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

号)

○議長（鈴木君徳君） 日程第25、議第24号令和元年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第24号令和元年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第4号）。

この議案は、へき地診療所特別会計歳入歳出予算の総額から570万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,380万円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、診療所事務長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 小野診療所事務長より議案の詳細説明を求めます。小野診療所事務長。

○診療所事務長（小野秀司君） 補正予算書の84ページをごらんください。

議第24号令和元年度大蔵村へき地診療所特別会計補正予算（第4号）。

令和元年度大蔵村のへき地診療所特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ570万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,380万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和2年3月3日提出。

大蔵村長、加藤正美。

90ページをごらんください。

2、歳入。

1 款診療収入1項外来収入1目国民健康保険診療収入140万円の減。3目後期高齢者診療収入72万円の減。4目一部負担金22万円の減。5目その他の診療収入336万円の減。

次のページをごらんください。

3、歳出。

1 款総務費1項施設管理費1目一般管理費570万円の減。

以上、御審議の上、御可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がな

いようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

再開は13時といたします。

午前 1 1 時 5 8 分 休憩

---

午後 1 時 0 0 分 再開

○議長（鈴木君徳君） 休憩を解き、引き続き会議を開きます。

---

日程第 2 6 議第 2 5 号 令和元年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第26、議第25号令和元年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第25号令和元年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第4号）。

この議案は、介護保険特別会計歳入歳出予算の総額から2,917万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,933万1,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長より議案の詳細説明を求めます。滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） それでは、補正予算書の96ページをお開きください。

議第25号令和元年度大蔵村介護保険特別会計補正予算（第4号）。

令和元年度大蔵村の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,917万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,933万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和2年3月3日提出。

大蔵村長、加藤正美。

それでは、102ページをお開きください。

## 2、歳入。

1 款保険料 1 項介護保険料 1 目第 1 号被保険者保険料728万5,000円の減。

3 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目介護給付費負担金455万円の減。2 項国庫補助金 2 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）17万円。4 目介護保険事業費補助金88万円。5 目保険者機能強化推進交付金25万2,000円の減。

4 款 1 項支払基金交付金 1 目介護給付費交付金783万円の減。2 目地域支援事業交付金13万5,000円。

5 款県支出金 1 項県負担金 1 目介護給付費負担金487万5,000円の減。2 項県補助金 1 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）6万3,000円。

次のページをお願いいたします。7 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金609万8,000円の減。2 項基金繰入金 1 目介護保険介護給付基金繰入金73万円。

9 款諸収入 2 項雑入 3 目介護予防プラン作成料26万3,000円の減。

次のページをお願いいたします。

## 3、歳出。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費82万5,000円の減。

2 款保険給付費 1 項介護サービス等諸費 1 目居宅介護サービス給付費200万円。2 目地域密着型介護サービス給付費300万円の減。3 目施設介護サービス給付費2,500万円の減。2 項介護予防サービス等諸費 1 目介護予防サービス給付費300万円の減。

次のページをお願いいたします。4 款地域支援事業費 1 項 1 目介護予防・日常生活支援サービス事業費50万円。3 項包括的支援事業・任意事業費 1 目包括的支援事業費15万円。

以上、御審議の上、御可決くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。3番佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 102ページ、103ページで、介護保険料の第1号被保険者なんですが、特別徴収で750万も当初予算と違うというのは、かなり当初の予算との乖離があると思うんですが、非常に算定しやすい部類に入ると思うんですが、これだけ違った原因を教えてください。

○議長（鈴木君徳君） 滝沢総務課長。

○総務課長（滝沢恒彦君） 担当課に確認をしております。当初予算をつくる段階では、昨年度の本算定時の総額を基準にして行っております。本年度の本算定は6月に行いますので、照らし合わせてみますと、所得段階の移動が結構介護保険料の安いほうに移動しておりました。その分の差異と、若干ではありますが、被保険者数が減少しておりますので、その分の差異でありました。

以上です。

○議長（鈴木君徳君） 3番佐藤雅之君。

○3番（佐藤雅之君） 原因は大体そういうところにあるのかなと思いましたが、結構差異があり過ぎるかなと思ったので質問しました。いいです。

○議長（鈴木君徳君） 質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第27 議第26号 令和元年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第27、議第26号令和元年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第26号令和元年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）。

この議案は、浄化槽整備事業特別会計歳入歳出予算の総額から176万8,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2,850万1,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては第1表歳入歳出予算補正に、地方債につきましては第2表地方債補正に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） それでは、補正予算書の112ページをお願いします。

議第26号令和元年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）。

令和元年度大蔵村の浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ176万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,850万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。

第2条 地方債の変更は、第2表地方債補正による。

令和2年3月3日提出。

大蔵村長、加藤正美。

115ページをお願いします。

第2表地方債補正。変更でございます。

起債の目的、下水道事業債、補正前の限度額が250万円、補正後の限度額が190万円。過疎対策事業債、補正前が250万円、補正後が190万円。合計、補正前が500万円、補正後が380万円となります。

記載の方法、利率、償還の方法につきましては、変更ございません。

113ページをお願いします。

2、歳入。

2款使用料及び手数料1項1目浄化槽使用料40万1,000円の減。

3款1項1目繰入金16万7,000円の減。

7款1項村債1目下水道事業債120万円の減。

次のページをお願いいたします。

3、歳出。

1款浄化槽整備事業費1項1目浄化槽管理費10万9,000円の減。2項1目浄化槽整備事業費165万9,000円の減。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第 2 8 議第 2 7 号 令和元年度大蔵村団地造成事業特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（鈴木君徳君） 日程第28、議第27号令和元年度大蔵村団地造成事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第27号令和元年度大蔵村団地造成事業特別会計補正予算（第2号）。

この議案は、団地造成事業特別会計歳入歳出予算の総額に5,276万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ7,313万5,000円とするものでございます。

補正予算の内訳につきましては第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、地域整備課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長より議案の詳細説明を求めます。高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） それでは、126ページをお願いいたします。

議第27号令和元年度大蔵村団地造成事業特別会計補正予算（第2号）。

令和元年度大蔵村の団地造成事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,276万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,313万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和2年3月3日提出。

大蔵村長、加藤正美。

132ページをお願いいたします。

2、歳入。

1 款 1 項事業収入 1 目不動産売払収入5,276万1,000円。

次のページをお願いいたします。

3、歳出。

1 款 1 項 1 目団地造成事業費2,066万3,000円。

2 款 1 項公債費 1 目元金3,209万8,000円。

以上、御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。7番佐藤 勝君。

○7番（佐藤 勝君） 建設はいいんですけども、不動産売払収入5,200万というのはどこで何を売ったんですか。

○議長（鈴木君徳君） 高山地域整備課長。

○地域整備課長（高山和広君） 収入のほうの不動産売払収入5,276万1,000円ですけども、こちらは一般会計のほうで特別会計で造成しました村道ですとか流雪溝、あとは雪の仮置き場というような耐雪剤、そういった施設につきまして一般会計のほうで買い上げた内容となっております。

以上です。（「了解」の声あり）

○議長（鈴木君徳君） 質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第29 議第28号 令和2年度大蔵村一般会計予算

日程第30 議第29号 令和2年度大蔵村国民健康保険特別会計予算

日程第31 議第30号 令和2年度大蔵村簡易水道事業特別会計予算

日程第32 議第31号 令和2年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計予算

日程第33 議第32号 令和2年度大蔵村へき地診療所特別会計予算

日程第34 議第33号 令和2年度大蔵村介護保険特別会計予算

日程第35 議第34号 令和2年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計予算

日程第36 議第35号 令和2年度大蔵村後期高齢者医療特別会計予算

○議長（鈴木君徳君） 次に、令和2年度予算関係議案でありますので、日程第29、議第28号から日程第36、議第35号まで令和2年度当初予算関係8議案を一括議題にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、日程第29、議第28号から日程第36、議第35号までの令和2年度当初予算関係8議案を一括議題といたします。

提案者である加藤村長より提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） それでは、新年度予算案、議第28号から議第35号まで、一括上程、説明申し上げます。

議第28号令和2年度大蔵村一般会計予算。

この議案は、一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ38億1,000万円と定めるものでございます。

予算の内訳につきましては第1表歳入歳出予算に、地方債につきましては第2表地方債に記載のとおりでございます。

また、一時借入金の借入の限度額を10億円と定め、歳出予算の流用につきましては、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合、同一款内でこれら経費を流用することができる旨定めるものでございます。

議第29号令和2年度大蔵村国民健康保険特別会計予算。

この議案は、国民健康保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,760万円と定めるものでございます。

予算の内訳につきましては、第1表歳入歳出予算に記載のとおりでございます。

また、歳出予算の流用につきましては、保険給付費について同一款内での流用ができる旨定めるものでございます。

議第30号令和2年度大蔵村簡易水道事業特別会計予算。

この議案は、簡易水道事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,720万円と定めるものでございます。

予算の内訳につきましては第1表歳入歳出予算に、地方債につきましては第2表地方債に記載のとおりでございます。

議第31号令和2年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計予算。

この議案は、特定環境保全公共下水道事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,410万円と定めるものでございます。

予算の内訳につきましては第1表歳入歳出予算に、地方債につきましては第2表地方債に記載のとおりでございます。

議第32号令和2年度大蔵村へき地診療所特別会計予算。

この議案は、へき地診療所特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,580万円と定めるものでございます。

予算の内訳につきましては第1表歳入歳出予算に、地方債につきましては第2表地方債に記載のとおりでございます。

議第33号令和2年度大蔵村介護保険特別会計予算。

この議案は、介護保険特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,650万円と定めるものでございます。

予算の内訳につきましては、第1表歳入歳出予算に記載のとおりでございます。

また、歳出予算の流用につきましては、保険給付費について同一款内での流用ができる旨定めるものでございます。

議第34号令和2年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計予算。

この議案は、浄化槽整備事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ3,240万円と定めるものでございます。

予算の内訳につきましては第1表歳入歳出予算に、地方債につきましては第2表地方債に記載のとおりでございます。

議第35号令和2年度大蔵村後期高齢者医療特別会計予算。

この議案は、後期高齢者医療特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ3,790万円と定めるものでございます。

予算の内訳につきましては、第1表歳入歳出予算に記載のとおりでございます。

以上、各会計の令和2年度当初予算につきましては、それぞれ担当課長に、あすとあさつての2日間、詳細説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、これより予算関係議案に対する総括質疑に入ります。（「なし」の声あり）総括質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第28号から議第35号まで令和2年度当初予算関係8議案に

については、大蔵村会議規則第39条の規定により、議員全員の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、議第28号から議第35号までの令和2年度当初予算関係8議案については、議員全員10人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

3月5日から予算審査特別委員会のため、3月6日午後1時まで本会議を休会にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、3月6日午後1時まで予算審査特別委員会のため本会議を休会いたします。

なお、予算審査特別委員会は3月5日午前10時から開会いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は3月6日午後1時より開会いたしますので、御参集ください。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後1時25分 散会

令和2年3月6日（金曜日）

第1回大蔵村議会定例会会議録  
(第3日目)

---

令和2年3月6日（金曜日）

---

出席議員（10名）

1番	芥藤光雄君	2番	八鍬信一君
3番	佐藤雅之君	4番	矢口智君
5番	加藤忠己君	6番	海藤邦夫君
7番	佐藤勝君	8番	早坂民奈君
9番	長南正一君	10番	鈴木君徳君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

村長	加藤正美君
副村長	安彦加一君
教育長	有馬眞裕君
総務課長	滝沢恒彦君
産業振興課長	越後享君
住民税務課長	長南正寿君
健康福祉課長	国分浩一君
地域整備課長	高山和広君
危機管理室長	佐藤利男君
教育次長	矢口真二郎君
会計管理者	鳴海由紀子君
診療所事務長	小野秀司君
代表監査委員	土屋徹君
農業委員会会長	国分明君
地域整備課長補佐	東谷英真君
危機管理室長補佐	佐藤克也君

---

職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長                      早 坂   勇   一   君

---

議事日程 第3号

令和2年3月6日（金曜日） 午前10時50分 開議

第1 予算審査特別委員会付託の議案

議第28号 令和2年度大蔵村一般会計予算

議第29号 令和2年度大蔵村国民健康保険特別会計予算

議第30号 令和2年度大蔵村簡易水道事業特別会計予算

議第31号 令和2年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計予算

議第32号 令和2年度大蔵村へき地診療所特別会計予算

議第33号 令和2年度大蔵村介護保険特別会計予算

議第34号 令和2年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計予算

議第35号 令和2年度大蔵村後期高齢者医療特別会計予算

第2 発議第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時50分 開議

○議長（鈴木君徳君） 3月5日からの予算審査特別委員会、まことに御苦労さまでございました。

ただいまの出席議員数は10人です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

#### 日程第1 予算審査特別委員会付託の議案

○議長（鈴木君徳君） 日程第1、予算審査特別委員会付託の議案を議題といたします。

議第28号から議第35号までの予算関係議案8件を一括議題といたします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。海藤委員長。

○予算審査特別委員長（海藤邦夫君） 御報告申し上げます。

去る3月4日の本会議において予算審査特別委員会へ付託になりました予算関係8議案の審査結果は、次のとおりであります。

議第28号令和2年度大蔵村一般会計予算、議第29号令和2年度大蔵村国民健康保険特別会計予算、議第30号令和2年度大蔵村簡易水道事業特別会計予算、議第31号令和2年度大蔵村特定環境保全公共下水道事業特別会計予算、議第32号令和2年度大蔵村へき地診療所特別会計予算、議第33号令和2年度大蔵村介護保険特別会計予算、議第34号令和2年度大蔵村浄化槽整備事業特別会計予算、議第35号令和2年度大蔵村後期高齢者医療特別会計予算の8議案を慎重に審査した結果、いずれも適正妥当であり、原案のとおり可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木君徳君） 委員長報告が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

議第28号から議第35号までの予算関係議案8件については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。

よって、議第28号から議第35号までの予算関係議案8件については、いずれも原案のとおり

可決されました。

---

日程第2 発議第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書

○議長（鈴木君徳君） 日程第2、発議第1号新たな過疎対策法の制定に関する意見書についてを議題といたします。

議会運営委員長より提案理由の説明を求めます。加藤委員長。

○議会運営委員長（加藤忠己君） 発議第1号

令和2年3月6日

大蔵村議会議長 鈴木君徳 殿

提案者 大蔵村議会議員 加藤 忠己

提案者 大蔵村議会議員 佐藤 勝

提案者 大蔵村議会議員 八楯 信一

提案者 大蔵村議会議員 海藤 邦夫

新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由。

令和2年度末をもって、過疎地域自立促進特別措置法が失効することから、「新たな過疎対策法」の制定により、今後も総合的な過疎対策の充実強化を求めるため、提案するものである。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃やたび重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、癒やしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和元年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市を含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月6日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿  
総務大臣 高市 早苗 殿  
財務大臣 麻生 太郎 殿  
農林水産大臣 江藤 拓 殿  
国土交通大臣 赤羽 一嘉 殿

大蔵村議会議長 鈴木 君徳

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木君徳君） 説明が終わったので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑がないようですから質疑を終結します。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終結します。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木君徳君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって、令和2年第1回大蔵村議会定例会を閉会いたします。

御審議、まことに御苦労さまでした。

午前11時01分 閉会

上記、会議録は事務局長の記載したものであるが、その内容について正確なることを証するため署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員